平成29年　第１回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成29年２月23日

筑西広域市町村圏事務組合

平成２９年第１回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第　１　日　（２月２３日）

議事日程 …… １
出席議員 …… ２
欠席議員 …… ２
地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた者 …… ２
職務のため出席した者 …… ２
開　　会 …… ３
開　　議 …… ３
会議録署名議員の指名 …… ３
諸般の報告 …… ３
管理者提出議案の報告 …… ３
議会運営委員長の報告 …… ４
会期の決定 …… ５
管理者の招集挨拶 …… ５
一般質問 …… ７
　１．大嶋　茂君 …… ７
　２．小高友徳君 …… １０
　３．鈴木　聡君 …… １５
議案第１号～議案第６号の上程、説明、質疑、採決 …… ２５
議案第７号の上程、説明、質疑、採決 …… ３６
議案第８号、議案第９号の上程、説明、質疑、採決 …… ３７
閉会中の継続審査の申し出について …… ４９
閉　　会 …… ４９

平成２９年第１回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成２９年２月２３日（木）午前１０時開会
筑西市議会議事堂

日程第　１　　会期の決定について

日程第　２　　一般質問

日程第　３　　議案第１号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定について
議案第２号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について
議案第３号　筑西広域市町村圏事務組合職員の降給に関する条例の制定について
議案第４号　筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第５号　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第６号　筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
（６案一括上程）

日程第　４　　議案第７号　平成２８年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）

日程第　５　　議案第８号　平成２９年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
議案第９号　平成２９年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
（２案一括上程）

日程第　６　　閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（２０名）

１番	大山和則君	２番	萩原剛志君
３番	森　正雄君	４番	保坂直樹君
５番	大嶋　茂君	６番	仁平正巳君
７番	湯本文夫君	８番	黒川充夫君
９番	仁平　実君	１０番	風野和視君
１１番	小高友徳君	１２番	尾木恵子君
１３番	箱守茂樹君	１４番	堀江健一君
１５番	赤城正徳君	１６番	榎戸甲子夫君
１７番	鈴木　聡君	１８番	稲葉里子君
１９番	金子健二君	２０番	孝井恒一君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤　茂君	副管理者	前場文夫君
副管理者	大塚秀喜君	常任幹事	久保野谷一成君
常任幹事	坂入龍一君	常任幹事	横田藤彦君
会計管理者	百目鬼　香君	事務局長	横田有司君
事務局参事兼企画財政課長	福田　洋君	事務局総務課長	須藤正明君
筑西遊湯館館長	広瀬恵造君	参事兼県西総合公園管理事務所長	氷鉋　博君
環境センター所長	齋藤唯久君	きぬ聖苑場長	杉山雄一君
消防本部消防長	水越輝夫君	消防本部総務課長	杉山貞夫君
筑西市市長公室秘書課長	高島健二君		

職務のため出席した者

事務局総務課長補佐兼総務グループ係長	豊口勝昭君	事務局企画財政課長補佐兼財政グループ係長	広瀬浩孝君
事務局総務課総務グループ係長	岡崎瑞穂君		

◎開会の宣告

○議長（箱守茂樹君）　おはようございます。これより平成29年第１回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（箱守茂樹君）　ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（箱守茂樹君）　初めに、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、９番、仁平　実君、11番、小高友徳君の両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（箱守茂樹君）　地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（箱守茂樹君）　次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第１６３号

平成２９年２月２３日

組合議会議長　箱守茂樹　様

筑西広域市町村圏事務組合管理者　須　藤　　茂

平成２９年第１回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成２９年第１回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別　　記　　管理者提出議案等目録

（平成２９年第１回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

議案第１号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定について

議案第２号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について
議案第３号　筑西広域市町村圏事務組合職員の降給に関する条例の制定について
議案第４号　筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第５号　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第６号　筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
議案第７号　平成２８年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）
議案第８号　平成２９年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
議案第９号　平成２９年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

◎議会運営委員長の報告

○議長（箱守茂樹君）　次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る２月20日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、仁平正巳君。

〔議会運営委員長　仁平正巳君登壇〕

○議会運営委員長（仁平正巳君）　おはようございます。

それでは、平成29年第１回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る２月20日、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第１は、会期の決定についてでありますが、本日１日限りと決定いたしております。

日程第２は、一般質問であります。

日程第３は、議案第１号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定についてから議案第６号　筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまでの６案を一括上程するものでございます。

日程第４は、議案第７号　平成28年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）であります。

日程第５は、議案第８号　平成29年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第９号　平成29年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の２案を一括上程するものであります。

日程第６は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては議員各位の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（箱守茂樹君）　これより議事日程に入ります。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日１日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（箱守茂樹君）　ご異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（箱守茂樹君）　この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

須藤管理者。

〔管理者　須藤　茂君登壇〕

○管理者（須藤　茂君）　皆さん、おはようございます。平成29年第１回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ、今定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、筑西市役所本庁舎の移転に伴い、当組合議会におきましても、今定例会より新しい筑西市議会議場での開催となりましたので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは初めに、組合の事務事業について若干ご報告を申し上げます。

まず、筑西遊湯館の利用状況でございます。平成29年１月末現在の利用者総数は18万4,156名で、前年度同期と比較すると0.8％の減となっております。これは、毎年10月に行われる環境センター定期整備に伴う休館が、本年は３日増えまして10日間となったことが要因と思われます。現在、好評をいただいておりますカルチャー教室や無料水泳教室を引き続き開催するとともに、新たなイベントとしてカラオケ大会及び水泳記録会を行い、利用者数の回復に努めてまいります。

また、近年施設の老朽化が進んでいることから、利用者への安全性確保対策を継続的に講じ、事故防止に努めるとともに、計画的な施設の延命化を図ってまいります。

次に、県西総合公園でございますが、平成29年１月末現在の来場者数は27万3,622人で、前年度同期と比較すると1.9％の減となっております。これは、多目的運動広場において、11月より芝の養生期間として利用の制限を行っていることによるものと考えられます。茨城県の事業として進められております大型遊具の改修が、今年度中に終了する予定となっておりますので、今後、圏域内外への周知・ＰＲ活動を通じ、来場者増を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境センターへのごみ搬入量でございますが、平成29年１月末現在、５万117トンで、前年同期と比較すると1.6％の減であり、近年、緩やかな減少傾向を示しております。また、し尿及び浄化槽

汚泥の搬入量は、３万496トンで、前年同期と比較して0.4％の減となっております。農業集落排水施設及び合併浄化槽の普及に伴い減少傾向となっております。

各種設備におきましては、経年劣化等が進んでおり、維持補修工事や改修工事が増加していることから、総合的かつ計画的な予算執行を図り、施設の延命化に向け取り組んでいるところでございます。

また、環境センター敷地内に埋められた廃棄物につきましては、累計で３万59立方メートルを撤去処分し、進捗率は約９割に達しようとしております。平成19年度から開始し、構成３市にはご負担、ご迷惑をおかけしてまいりましたが、翌年度4,500立方メートルをもって全量撤去処分の運びとなります。

溶融スラグにつきましては、茨城県のリサイクル建設資材として、新たな製品が認定されたことに伴い、有効活用の幅が増え、前年度７月より全量を専門業者に買い取っていただいております。引き続き一般市場における有効利用状況を注視しながら適切な対応を図ってまいります。

次に、きぬ聖苑の火葬件数でございます。平成29年１月末現在、2,068件で、前年度同期より3.7％増加しております。火葬件数は増加を続けておりますが、近年５年間の平均増加率は0.2％で、増加傾向は緩やかになってきております。

斎場使用件数につきましては、平成29年１月末現在、式場利用として279件、前年度より20.8％増加しております。

課題とされていた冬季に見られる火葬待機日数の長期化対策につきましては、１日当たりの火葬件数を３件増やしたことにより、抑制することができているものと思われます。

今後も、費用対効果を重視した適切な施設整備を進めながら、利用される方の心情等に配慮したサービスが提供できる運営をしてまいります。

次に、消防関係でございますが、平成29年１月末現在の広域管内における火災件数は、前年より４件減少し63件、うち建物火災は35件で前年より９件減少しております。救急出場件数は、6,865件で前年より36件増加しております。救命率の向上のため、一般市民による応急手当ての知識と技術が広く普及するよう、応急手当て普及啓発活動に一層取り組んでまいります。

続いて無人航空機「ドローン」の運用についてご報告いたします。水難事故防止や林野火災、土砂災害等の広域的な災害現場において、俯瞰的、立体的な情報収集と検索活動に有効であることから、翌年度からの運用開始に向けて準備を進めております。「ドローン」につきましては、そのほか幅広い目的に対して活用できるものと期待しております。

消防関係最後になりますが、現在、筑西市の全面的な協力により、川島出張所の移転新築に係る用地の選定、取得準備が進められております。平成31年度の供用開始に向け、翌年度には土地取得に係るコンサルタント業務及び建築に係る設計業務委託料を予算計上しております。引き続き筑西市と連携を図りながら、鋭意事業を推進してまいります。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。条例議案が６件、補正予算議案が１件、平成

29年度予算議案が２件でございます。

議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げて、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎一般質問

○議長（箱守茂樹君）　次に、日程第２、一般質問であります。

一般質問は、通告順に従って発言を許します。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は３回まで、答弁を含め60分以内、質疑につきましては３回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、５番、大嶋　茂君。

〔５番　大嶋　茂君登壇〕

○５番（大嶋　茂君）　おはようございます。今年はとり年ということでございまして、とり年というのは大変めでたく、発展する年であると言われております。

議席番号５番、大嶋　茂でございます。通告順に従いまして質問してまいりたいと思いますので、明快な答弁よろしくお願い申し上げます。

さて、先ほど管理者からも申し上げましたとおり、２月13日、筑西市ではスピカビルを改修し、本庁舎機能を移転し、新庁舎のオープニングセレモニーが８時から80人の関係者が出席し開催されました。ご覧のとおり大変立派な庁舎に生まれ変わりました。筑西広域圏内、筑西市にとりまして地方創生、下館駅周辺の活性化の新しい第一歩であり、出発点であります。私たち議員も執行部とともに地域づくりに貢献していかなければならないと考えております。

さて、今後の筑西広域圏内において、高齢化社会の進展に伴い、ますますの安全、安心な地域づくりが求められてきております。消防署の果たさなければならない役割はさらに多くが求められ、重要となってまいっております。そこで、私が気づいた点２点ほど質問したいと思います。

まず第１点、管理者からもるる説明がありましたが、その資料出す前に通告したものですから、重なっている点があろうかと思います。筑西消防署川島出張所新庁舎建設事業の進捗状況についてであります。平成27年第２回定例会において筑西消防署川島出張所新庁舎建設について私質問しておりますが、そのときの答弁では、27年８月以降は用地選定依頼に基づき関係部署と協議を実施しているという答弁でございました。消防署の職場環境というのは、消防署員の働きやすい迅速な行動が可能な環境であることは言うまでもありません。その点から言いますと、現在の川島出張所は早急な改善、対応が求められております。28年、今年度でありますが、筑西市において建設用地選定委員会を開催し、建設用地の選定、用地取得を行うということになっております。この要綱は28年４月に施行されたものでございます。委員さんが12名たしかおろうかと思います。また、基本設計実施計画について

は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部で行うこととなっておりましたが、建設用地選定委員会で決定したこと、またその内容として建設場所、規模、予算、完成供用までのスケジュールについて進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、もう一点でございます。消火栓等の点検及び消防団との場所確認についてであります。昨年、今年にかけて火災が数件発生しております。私が住んでいる大田地区においても玉戸で２カ所、野殿、西方の４カ所、また旧市内においても何カ所かが発生しております。その際消防団が消火に出動しております。しかし、地区によっては消火栓及び防火貯水槽の場所がすぐに発見できず、消火に手間取ってしまったということが間接的ではありますが、聞いております。

そこで、お尋ねします。通告では筑西市内と通告してあるのですが、分かりましたら筑西広域圏事務組合全体及び筑西市内の現在の消火栓及び防火貯水槽、これが何カ所あり、その点検はどの部署がどのように、年何回実施しているか、お尋ねします。また、消火栓及び防火貯水槽の場所についての消防団との打ち合わせ、確認はどのような方法で実施しているのかも併せてお願いしたいと思います。

第１回目の質問、以上です。あとは自席にて質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（箱守茂樹君）　大嶋　茂君の質問に答弁願います。

水越消防長。

〔消防本部消防長　水越輝夫君登壇〕

○消防本部消防長（水越輝夫君）　大嶋議員の質問にお答えいたします。

議員の質問については、筑西市の筑西消防署川島出張所新庁舎建設用地選定委員会に関わるものが含まれていると思います。建設場所選定事務は筑西市の事務であります。筑西市がお答えするものでありますので、消防本部として回答できる範囲でお答えしたいと思います。

用地の選定事務は、現在筑西市において委員会で選定した用地の地権者と土地取得に向けて調整を行っているところでございます。用地取得後の庁舎建設規模、竣工までのスケジュールについてご説明を申し上げます。

建設規模は、現在川島出張所の災害出場が広域全体で３番目に多いそのことから、出張所から分署に規模を格上げしまして拡大することとして、庁舎延べ面積は、車庫、訓練施設を含めて2,000平米を計画しております。しかしながら、用地取得は筑西市の事務でありますので、消防本部としても用意していただいた土地で最大限の消防力が発揮できるように、計画変更も視野に入れて準備しているところでございます。

竣工までのスケジュールとしましては、平成31年度の完成に向けて、29年度、来年度に土地取得に係るコンサルタント業務、建築に係る設計業務を行いまして、30年度に建設工事を行う予定でおります。

消防本部としては、災害に迅速に対応しまして、管内住民の安全と安心を確保するために、筑西市と緊密な連携をとりまして、川島地区の消防体制の強化を進めてまいりたいと思っております。

続いて、消火栓及び防火水槽の質問についてでございます。消防法により、消防に必要な水利設置は市町村が設置し、維持管理するものとし、消火栓については、水道管理者がこれを設置、維持管理するものとあります。昭和48年の広域事務組合発足当時に事務の分担を検討し、各市町村が消防水利の設置、維持管理を行い、同施設の点検に関することは広域消防の事務となっております。筑西市の事務であります筑西市消防団活動に関わることも含まれておりますので、当消防本部として回答できる範囲でお答えをしたいと思います。

平成28年４月１日現在における筑西市の消火栓全体の状況ですが、消火栓が2,216基、公設防火水槽が952基となっております。また、私設の防火水槽は109基と設置されております。公設と私設消防水利の合計は3,277基となっております。また、広域管内でありますので、結城市及び桜川市につきましては、結城市が消火栓、防火水槽含めまして1,348基であります。同じく桜川市が1,379基となっております。

これら全ての消防水利につきましては、広域消防が点検を行うこととなっております。消防本部としましては、消防水利要綱に基づきまして、消防署、分署の所轄によりまして年１回以上の点検を行っております。また、職員個々の対応としても、非番日、公休日を利用しまして、消防水利の把握に努めているところでございます。

次に、消防団における水利の把握につきましては、消防団長の指導により、各分団が地元警戒調査時に場所の把握や点検を行っているということを伺っております。

いずれにしても、消防本部としましては、災害時の消火活動を迅速に実施できるようにしまして、各消防団と連携を密にしまして協力していきたいと思っていますので､何とぞよろしくお願いします。

○議長（箱守茂樹君）　大嶋　茂君。

○５番（大嶋　茂君）　もう一度確認したいのですが、用地の取得、これは筑西市でやるということでよろしいのですね。

31年供用開始ということですが、この計画に沿って31年に供用開始ということになるということですね。ちょっと資料がきょういただいたものですからこういう質問になったのですが、ぜひとも重要なことですので、遅れのないように計画どおり進めていっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

もう一つなのですが、私、２点目の消火栓等については、やはり何カ所かで、多分よそから来た消防団だと思うのですが、そういった方が消火栓とかそういったものが分からなくて騒いでいたというようなことで、私間接的に聞いたものですから、大変、新潟県の糸魚川市のような風があったり何かした場合、消火栓がどこにあるか分からないなんていうことになりますと、当然地域住民からもかなり批判もありますし、常に消火栓とか防火貯水槽とか、こういったところは常々、平時のときに確認しておいていただいて、市民から見てどこに消火栓があるのだか分からないなんていうことのないようにひとつ、よく３市と消防署、本署と詰めて、消防団との連絡調整をよろしくお願いしたいと思い

ます。私も何人かからそういう話聞いたものですから、今回質問させていただいたわけですが。

以上です。そういったことでひとつよろしくお願いします。

○議長（箱守茂樹君）　答弁はよろしいですね。

続きまして、11番、小高友徳君。

〔11番　小高友徳君登壇〕

○11番（小高友徳君）　おはようございます。11番、小高友徳でございます。通告に基づきまして４点質問をいたします。

１点その前に、きょう初めてこの真新しい議場で質問しますので、非常に緊張しています。聞きなれない点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

１点目の質問といたしまして、筑西遊湯館の分賦金の見直しについて質問をいたします。筑西遊湯館の分賦金について、前回の定例会でも質問がございました。その中で、桜川市からの利用者は約２％程度であるという答弁でございました。それで、桜川市としての分賦金の負担割合は22％となっております。現在分賦金の負担に関しては均等割と人口割の併用となっておりますが、人口割を見直し、新たに利用者数に基づく負担の割合を導入するお考えはあるのかをお伺いをいたします。

２点目の質問といたしまして、職業訓練センターのカルチャー教室について質問をいたします。職業訓練センターの昨年11月の資料によりますと、利用人数は結城市が28名、筑西市が308名、桜川市が310名、圏外295名とのことで、割合にしますと結城市が３％、筑西市が33％、桜川市が33％、圏外31％だそうです。筑西遊湯館とは結城市と桜川市の数字が全く逆になっております、パーセンテージです。つまり遊湯館は圏域西部の方々が主に利用をされているようであります。職業訓練センターは、地の利からすれば圏域東部の方々が主に利用されていると思われます。この職業訓練センターについては関係者の話を伺ったところ、カルチャー教室などは職業訓練には関係がないと、でございます。批判をされているようです。職業訓練センターでカルチャー教室を実施することに何か問題があるのかをお伺いをいたします。

３点目といたしまして、職業訓練センターの指定管理者終了について質問をいたします。遊湯館の年間事業費は２億2,000万円で、利用者は22万人ほどだそうでありますが、単純に１人当たりにすると1,000円です。訓練センターの指定管理費は年間325万円で、利用者１万人として１人325円、職業訓練センターについては来年度で指定管理は終了する予定のようですが、指定管理を終了する理由について改めてお伺いをいたします。

４点目といたしまして、職業訓練センターの今後について質問いたします。前回の事務局長の答弁の中で、職業訓練センターの指定管理終了後もいろんな意味でサポートをしていきたいというお話がございました。正副管理者会議等でどのようにすべきか検討されたのかをお伺いをいたします。

以上４点について簡潔な答弁をお願いをいたします。答弁によって再質問を行います。

○議長（箱守茂樹君）　小高友徳君の質問に答弁願います。

まず、広瀬筑西遊湯館館長。

〔筑西遊湯館館長　広瀬恵造君登壇〕

○筑西遊湯館館長（広瀬恵造君）　筑西遊湯館の館長をしております広瀬と申します。小高議員さんのご質問に対しまして、私からは施設の利用状況について答弁したいと思います。

平成28年４月から本年１月末日までの10カ月間の利用状況につきましては、先ほど管理者招集挨拶にありましたとおり、利用者数は18万4,156名で、うち年間会員の利用者数は６万774名、全体の33％になってございます。

構成３市における地域別利用状況につきましては、一般利用者の居住地区は確認しておりませんので、年間会員の登録者数によりご説明いたします。年間会員の登録者数は1,257名、うち結城市在住の方は425名、33.8％、筑西市在住の方は505名、40.2％、桜川市在住の方は23名、1.8％、その他の地区の在住の方が304名、24.2％になってございます。

しかし、会員の利用者数による居住地区分けでは、施設の利用実態とは必ず一致するものではございません。地域別の利用割合を算出するには、施設全体の利用者数、住所確認が必要となってまいります。現在の当館受け付けシステムにおきましては、その対応は極めて困難な状態にあると言えます。

当館といたしましては、好評をいただいておりますカルチャー教室はじめ各種イベントの展開によりさらなる集客増に努めてまいり、構成３市の分賦金が軽減されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　次に、福田参事兼企画財政課長。

〔事務局参事兼企画財政課長　福田　洋君登壇〕

○事務局参事兼企画財政課長（福田　洋君）　小高議員さんのご質問にお答えいたします。私からは、利用者数に基づく負担割合の導入についてとカルチャー教室実施の問題点の２点につきましてご答弁申し上げます。

初めに、負担割合についてでございますが、前回の議会定例会におきまして風野議員さんから同様の利用実態に見合った分賦金の見直しの検討についてのご質問がございました。その際にも申し上げましたが、桜川市の大和地区にございました老人福祉センターあまびきの場合におきましては、利用実態としては圏域外を除く構成３市の宿泊と休憩を含めた利用が平成22年度年間9,455人、うち桜川市民が7,444人と３市全体の78.7％、結城市が642人で6.8％、筑西市が1,369人で14.5％となっております。桜川市で８割近い利用状況でございました。

開設から平成22年度末の廃止まで40年間にわたり利用者の居住区域が把握できていたにも関わらず、利用者数に基づく負担割合を導入せず、広域事業の基本である均等割と人口割での負担による運営をしてまいりました。

利用者割の導入は、実態把握も難しく、広域事業の推進にあたっては平等な負担で事業展開してい

く考えのもとに、現在の負担割合でございます均等割５％、人口割95％を保ってまいりたいと考えているところでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、職業訓練センターにおけるカルチャー教室の実施にあたっての問題点についてということでございますが、これまでの議会答弁におきまして、職業訓練に関する利用者よりもカルチャー講座ほかの利用者のほうが多いというお話はさせていただいておるところでございます。筑西職業訓練協会にとって運営面から考えますと、職業訓練に関わる収入だけでは厳しいことから、カルチャー講座等も取り入れなければならないというふうに考えておりますが、やはり職業訓練センターは職業訓練が厚生労働省所管の制度上の狙いであったわけでございます。パソコン等の更新につきましてもそのための投資と考えております。国が平成22年度末をもって全国の職業訓練センターを廃止したのも施設の老朽化もございますが、職業訓練ではなくカルチャー関係が多くなってきている状況も廃止の理由の一つであると考えております。

平成25年度の指定管理者制度導入時から平成27年度までの利用者の推移を見てみますと、職業訓練関係では平成25年度3,891人、平成26年度3,729人で、前年度対比162名の減でございます。平成27年度4,573人で、前年度比844人の増で、カルチャー講座では平成25年度5,209人、26年度5,505人で、前年度296人増、平成27年度6,141人で、前年度比636人の増で、右肩上がりの状況でございます。

当組合でも筑西職業訓練協会としても収益の上がる講座の開設は大切であると認識は持っているところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　次に、横田局長。

〔事務局長　横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君）　それでは、小高議員さんのご質問にご答弁させていただきたいと思います。私のほうからは、遊湯館の分賦金に若干触れさせていただいて、その後指定管理終了予定の理由、それから正副管理者会議での今後の検討ということで答弁させていただきたいと存じます。

筑西遊湯館につきましては、現在の環境センターのごみ処理施設の建設にあたり、ごみ処理施設、火葬場、屠場と迷惑施設が集中する地域の還元施設として、また当時のごみ処理施設の国庫補助事業の条件として平成13年度から14年度に整備されたものでございます。

さかのぼって平成10年ごろの状況を申し上げます。当時猛毒のダイオキシン類の排出規制法が施行されまして、単独処理していた旧岩瀬町ではごみ処理施設の基準がクリアできず、建て替えか、もしくは他団体への加入をしなければならない大変厳しい状況でございました。そのような中、岩瀬町では単独建て替えは財政上厳しく、笠間市との共同処理などを模索しておりました。最終的には当環境センターに加入要請をしてまいったところでございます。当環境センターの周辺５集落で構成する環境保全委員会では加入に難色を示されておりました。また、結城市議会からも加入にあたっての数々の要望を受けるなど、当時川那子岩瀬町長が腐心されていたことを覚えております。大変厳しい様子

だったと確認しております。最終的には構成市及び関係機関の承認のもと、平成11年４月１日から当環境センターへの加入となったものでございます。

筑西遊湯館は地域への還元施設でございまして、分賦金負担割合もそういう状況のもと、当時の８市町村の合意により決められたものでございます。それをもって議会の議決を経て現在の負担割合となっているわけでございます。これらをご賢察いただきまして、今後は利用増を図れるように努力してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

続きまして、指定管理者終了の理由でございます。職業訓練センターにつきましては、平成22年度末をもって国の事業により取り壊す予定になっておりました。希望があれば立地自治体への無償譲渡するという話がございまして、平成23年４月１日から桜川市が譲り受けたものでございます。当時幹事会等でも解体し更地にすべき、あるいは桜川市の施設を広域事務組合が管理運営することは若干問題があるのではないかと様々な意見が出ておりましたが、当時の正副管理者会議、いずれも前首長さんでございますけれども、その中の桜川市長さんからしばらく広域で運営をと要望され現在に至っているわけでございます。

単独市の所有財産を広域事業で維持管理、運営を進めている事例は見受けられません。また、そういう情報がないことも構成市の合意が図られないからではないかと判断するところでございます。広域事業の理念はあくまでも構成市の合意に基づき新たに創出されるものと考えますが、単独市所有の財産を広域事業として管理運営することは非常に理解を得がたいこと、組合としても進めにくいことと思っております。昨年４月の正副管理者会議でも指定管理の終了期限である29年度までは広域事業として継続することで合意しておりますが、その後に至る合意はなされておりませんので、平成29年度をもって終了させていただく予定でございます。

続いて、職業訓練センターへのサポートという件でございます。平成28年、前回の第２回組合議会定例会で私の発言でございますけれども、職業訓練センターについては桜川市の財産となっておりますので、平成29年度指定管理終了後、なかなか広域事業で展開していくことは難しいのではないか、またいろんな意味でサポートができればサポートしていきたいと考えますが、何ができるか正副管理者会議等で検討しますというふうに答弁させていただいております。

このサポートでございますけれども、初めに協定期間内のサポートといたしまして、須藤管理者の意向により本年度に100万円ほどの事業支援を行っております。また、平成29年度の指定管理料でございますが、この後一般会計の予算で８号でご説明申し上げますけれども、75万円をアップして400万円にさせていただいております。また、施設の借り受けのお礼という意味合いで、やはり管理者の意向によりまして、施設修繕支援ということで700万円を計上させていただいております。指定管理終了後につきましては、基本的に施設所有者の桜川市と借り受け者の職業訓練協会で協議され、その後組合として何を要請されるのか、何ができるのか、幹事会、正副管理者会議等で検討することとなるものと考えております。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　小高友徳君。

○11番（小高友徳君）　当初の質問におきまして、遊湯館の利用のパーセンテージをるる話させていただきましたけれども、先ほど答弁の中で、福祉センターあまびきについてございました。福祉センターあまびきは、昭和46年、私が生まれる６年前、入園が開始されまして、平成22年に廃止が決定されております。その当時私、広域の監査をやらせていただきまして、当時説明いろいろ大変だったと思います。そういった中、あの施設は70％の利用率ございました。そういった中で、圏域の理念という中で、圏域ですから70％が桜川市の利用があったですけれども、筑西市さん、結城さんの中で利用割合としてかなりのお金をいただいておりました。遊湯館の中でも利用率として桜川市が、先ほど1.8％、その中でもお金を出している、一緒に皆さんでやっているというのは圏域の理念だと思いますけれども、これまであまびきセンターは５年です、平成22年。29年、７年経過をしております。利用としてはやはり地元、西部、東部があって、なくなったことによってやはり不便を来す方も結構います。地元では声を聞きます。

そういう中で、職業訓練センター、これが指定管理者ではなく、先ほど答弁ありましたけれども、１年延びて正副管理者の中で、これからまだ予算もつくと、平成29年度で終わる。あまびきのセンターがなくなって７年経過しております。新たに桜川市地域、また筑西地域に新たな施設をつくれということを言っておりません。なくなったらしようがない、遊湯館を、先ほど管理者の中で利用率が22万人という、私の資料ですけれども18万人、老朽化もどんどん進んでいく、利用率の向上。

ぜひ１点、正副管理者にお伺いしますが、圏域としてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　小高友徳君の２回目の質問に答弁願います。

横田局長。

○事務局長（横田有司君）　それでは、私のほうから小高議員さんの再質問のほうに答弁させていただきます。

まず、遊湯館の分賦金が桜川市のほうで4,800万ほどというふうな内容もちょっと小高議員さん触れておりましたけれども、この中身についてちょっとご説明申し上げます。28年度の分賦金について申しますと、２億1,795万4,000円、この中には建設の償還分賦金、これが１億3,000万近く入っております。これにつきましては、分賦金の60％を占めている状況で、これについて利用者割を持っていくという考え方はちょっと当てはまらないような気がします。残る、全体で言えば8,800万ほどが運営費分賦金になるわけです。そうしますと、それの桜川市の分としては1,941万5,000円ということでございます。丸々その運営費をお支払いになっているという考え方はこの中では当てはまらないのかなということでちょっとご説明させていただきました。

それから、福祉センターあまびきが廃止されまして、桜川市のほうからの施設がなくなっていくという考え方ございますけれども、逆に迷惑施設は結城のほうに集中しているということをやはりよく

よく認識していかないと、ちょっと難しいその広域のかじ取りになるのかなというふうな感じは持っております。迷惑施設を自分のところではなく、一応やはり結城と筑西の境でございますけれども、ほとんど結城地区のほうに今の施設は存在しておりますので、その辺の感情的なものというのもあるのかなというふうに、発生する可能性があるのかなというふうに考えますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　小高友徳君。

○11番（小高友徳君）　答弁ありましたけれども、中間に迷惑施設、そういう中で負担をしていただいているというのは十分承知しております。先ほどありましたが、地域住民の方々、桜川市にある施設がなかった、あまびきセンターは広域でやっているものでありましたので、それがなくなって７年の経過をしている。これに対して今回質問させていただいたのは、新たな見直しもいいのではないかなと。当時7,000人、9,000人の利用の中で7,000人が桜川市の地域住民の方、十分承知しておりますし、その中で負担割合が多いのはありました。いろんな方に、この３市で運営をされている。十分承知しております。それがなくなって７年たっておりますので、職業訓練センターも、またこれも桜川市にある施設であります。それを踏まえて今回質問させていただきました。十分分かっております。圏域でやるのも分かります。ぜひ正副管理者で検討を願いたいと思います。

以上です。

○議長（箱守茂樹君）　小高友徳君の３回目の質問に答弁願います。

須藤管理者。

○管理者（須藤　茂君）　職業訓練センターにつきましては、先ほどるる説明がありましたように、最終的には５年間でもちろん契約をしたわけでございますけれども、途中３年目でやめようという話になったときに、いや、それでは約束が違うと、５年は５年だという話の意見がございましたので、それもおっしゃるとおりだなということで、正副で５年間はやろうということで、約束事は約束として守ろうということで５年間やって、今年が最後の年でございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。よって、平成29年におきまして閉めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時１５分

○議長（箱守茂樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番、鈴木　聡君。

〔17番　鈴木　聡君登壇〕

○17番（鈴木　聡君）　先ほど桜川の議員が職業訓練センターのことで質問しておられまして、局長の答弁、管理者の答弁を聞きましてちょっと気になりましたので、まずその問題からちょっとお尋ねしたいと思います。

それで、桜川さんの議員は職業訓練センターを広域でどうかという趣旨だと思うのです、私もよく聞き取れなかったものですから。局長は、結城市のところには迷惑施設があるから、遊湯館の話、だからそういうふうな踏み込んで、迷惑施設でどうのこうのという理由を挙げること自体が、それは結城さんには何言っているのだというような考えもあるかもしれないのですが、やっぱり広域エリア、今､結城さんはよく小山とか下野とか､定住自立圏協定まで結んで広域的な住民がよく住めるような、県境を超えてやっているわけだよね。だから、我々結城、筑西、桜川の広域圏内の市民の生活という点で言えば、よく話し合って仲よく、みんなが住んでよかったという筑西広域圏をつくっていくことが一番私はいいのではないかなと感じたのです。

管理者の答弁は、29年度でもう終わりなのだという話になったようですが、私としては、やっぱり管理者が答弁していたように、一時は５年間の指定管理協定があったのだけれども、２年残して、１年前かな、これ一旦やめて、そしてまた約束どおり５年間指定管理の支援をしようということでやってきてあと１年になった点で、もうこれで終わりだという答弁があったのですよね。だから、私はそれでは桜川市として不本意にとれたと思うのです。

局長の答弁では、その土地所有が桜川市だからだめだというような言い方もありましたよね。土地所有については、いろいろ工夫すればどういうあり方がいいかはやってもらえれば、私は話し合いというものはやればどこか一致点が見つけ出されるのではないかな、そういうふうに思うのです。老婆心ながら、もっと正副管理者が話し合って、要は広域圏内の圏民を思ってやるわけですから、だから筑西市が職業訓練センター33％だ、桜川市が33％で、結城市が１％だ、そういう、逆な形では遊湯館においてはそういうことを言い合っていたのなら、これは広域の議会の中でそれぞれセクト張っていたのでは私はやっぱりいい結論というか、結果は出ないと思うのです。

だから、お互いにそういうものを補い合って、ぜひ職業訓練センターも広域で残して、私は前回の広域議会でもそれは言ったつもりです。ですから、そういう点で正副管理者でよく話し合って、広域圏民のために、そして定住自立圏という、そういう考えのもとに私はやるべきだと思うのですが、この点どうでしょう。

それから、入札の問題です。これは、前回も質問したのですが、消防自動車ですか、救急車、２台セットで入札やっているわけだよね、２台セット。11月の広域議会で救急車と消防自動車の２台を購入することの許可というか、認められたわけですが、私はそこでいろいろ言ったのです。これは談合ではないか、いわゆる落札率が99.97％、7,153万7,000円、税込みで買った、これがわずか４万か５万の差なのです、落札が。だから、もう100％近い落札率でこれが落ちたと。この問題を言ったところ、

消防長はトヨタの自動車は安いし、それから物もいいのだと、ベタ褒めなのだよね。だから、私は安いし物がいい、それはそれでいい、安く感じるというのは私はおかしいと思う、安く感じる。だって、落札率99.97％、競争する、入札というのが全然その意義がなくなってしまっているのです。局長に至っては、何です、これは、仕様書がきついのだとか、かなり高い落札率だけれども、もうぎりぎりのそのいわゆる積算基礎だという答弁をしているのです。

だから、これは広域圏民の住民の皆さんの税金をどういうふうに思っているのだろうな、私、不思議に思ったのです。一つも心痛まないのかな。安いし、いい品物だ。局長はこれは仕方がないのだ。そういう公僕としての職員のあり方でいいのだろうかと私は疑問に感じているのです。

そういう点で、これ１回や２回ではないのだ。27年にも買っているわけだ。やっぱり２台を一緒に積算してそれを入札にかける、一台一台ではないのだ。これは27年の６月か、やっぱり２台で7,064万3,000円。こういうのを、これも99.51％、落札率が。だから、こうしてずっと今まで購入してきたのは、こういう落札のままでそれを通してきたのかどうか、落札率。消防長はいいのだ、安くていいのだ。その何ですか、安くていいのだ、いいのだと言って、必ず茨城トヨタ自動車が落札している。そういう点もっと私は考えるべきだと思うのです。税金を納めている圏民、住民の方々の意思というのは。それはもちろんいざというときは消防署の皆さん方の命をかけた救急活動というのは大変、本当に頭が下がる思いです。だからといって、その自動車を買うのは、いいものだ、安いものだ、だからトヨタだ。それは、今までずっと使っていて、その型に対して、型というのはタイプ、自動車の、そういうものになれもあるし、それはそれでいいとは思います。しかし、これは入札している価値がない、この落札率を見ると。これがずっと続いてきているわけです、消防自動車の購入については。

しかも、１回目は不調になって、さらに200万上げて、7,000万だったものが200万上げて再入札したわけでしょう。それで、なぜそんなに安いのですか、それが。しかも、競争相手であるこの、これはエイバン商事株式会社ですか、去年の７月27日に入札やって7,292万4,000円、予定価格とぴったりの数字を、札を入れているわけでしょう。本来ならば、こういう札が入った場合はもう入札不調で中止すべきなのです、本当は。こういうことをこれからも続けていくのかな、その点よく私ここで聞きたいのです。その点お尋ねしたいと思います。

だから、消防長のこのトヨタはいいものだ、安いという考え方と、局長の積算の見積もりは無理してやっているのだ、これだって安いのだという言い方だよね、違う。そういう考え方で入札やっていただいては困る。その点の考え方をお尋ねします。

それから、トヨタといすゞだと、消防関係の車は、取り扱っているのは。では、そのトヨタのシェアはどうなっているのか。それから、いすゞのシェアはどうなっているのか。それは調べついているのでしょう、それは。だから、すぐれたとか、使い勝手がいいとかという話になってくると、私らには専門的には分からない。しかし、いすゞもそういう自動車を製造しているからには売れているわけだよね、全国的に見れば。だから、何をもってその、使い勝手がいいのだとは思うのです。長年ずっ

とトヨタ系の救急自動車や消防自動車乗ってきたから、と私は思いますが、そういう点どうでしょうか、シェアも含めて。

それから、入札にあたっては、前も言ったのですが、入札希望者があるのですね、いっぱい。それ同じ業者だったら一つの入札にずらっと十何社も参加させるというのはどうなのですかという話していましたね、私も。だって、普通３社以上あれば入札開始するというのだが、十何社も、だから指名された業者だって初めてその入札所に来てたまげるわけだ。そういう改善も私は必要だと思うし、やっぱり地元の業者を優先する、そういう点はどうでしょうか。

それから、今度も３月には人事異動のいろいろやるわけですが、40名に満たない職員に対してですよ、異動の、よく適材適所というお題目は言うのですけれども、実際に適材適所というのは、では何を指して適材適所なのかなと。私たち広域議員に対しては、どの職員がどう異動したとかいう結果報告もない。それぞれ桜川、結城、筑西と役所の中での異動は当然議員にも公表しているわけだ。我々も広域の議員としてどの職員がどこへ配置されたか何も聞かなくては分からない。だから、もっとやっぱり手元に広域議員にはこういう異動がありましたという報告を私はすべきだと思う、これからも。

それから、環境センターの問題ですけれども、これからいわゆる環境センター、それから火葬場、こういう施設がだんだん、ここで述べられているように経年劣化で老朽化してきていると。そういう老朽化に対して応急処置それぞれ、あるいは建て替えも含めてそういった老朽化対策というのはどうなっているのだろう。ただ応急手当てで済まされない問題もあると思うのです。そういう老朽化対策について根本的な、今いわゆる基本構想まとめるとかいろいろ話もたまには出ますよね。そういう長期的に見た老朽化対策というのはどうなっているのか。環境センターもしかり、それからきぬ聖苑の火葬場、これもひとつ考えを示していただきたい。

それから、スラグの問題、環境センターから出るスラグの問題については、再利用ということでいろいろよかった、よかったという話も出ていますけれども、しかしそれによっての温暖化の問題が今度はクローズアップされてきたわけですね。だから、温暖化の原因の一つにもなっていくというスラグの問題とスラグの再利用の問題、こういう２つの矛盾が重なって出てきているわけです。それはこれからの方向としてはどうなのでしょうか。世界的にはパリ協定も結ばれて、日本は乗り遅れてきたという批判も受けておりますけれども、そういう問題についても今後の方向性をひとつお尋ねしたい。

それから、あれは環境センターですか、売電の話もありましたよね。この売電して、買ったほうが倒産してしまった話で回収ができていないのだと。これは３月いつに、何か裁判がどうのこうのと前答弁ありましたけれども、億のいわゆる債権を持ちながらも、実際に回収はこれは不可能なのか、可能なのか不可能なのか、その辺も見通しどうでしょうか。

それから、こんなところでやめておきます、12時までなんていうお話もありましたから。答弁をもらってまた質問しますので、よろしくお願いします。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君の質問に答弁願います。

まず、福田事務局参事兼企画財政課長。

〔事務局参事兼企画財政課長　福田　洋君登壇〕

○事務局参事兼企画財政課長（福田　洋君）　鈴木議員さんのご質問にお答えいたします。私からは、入札関係につきましてと売電料未回収問題についての２点につきましてご答弁申し上げたいと存じます。

初めに、救急自動車の入札に関しましては、前回の議会定例会におきましてもご答弁させていただいております関係から、詳細につきましては割愛させていただきたいと思います。２回目の入札につきまして、エイバン商事株式会社が予定価格と同額の7,292万4,000円で応札しておりますが、救急自動車をメーカーから調達し、当組合に売り渡すためのもうけ分を差し引いたところ、最低限必要な額が予定価格以上であったと考えております。

落札率の上昇につきましては、過去３カ年の救急自動車の落札率を見てみますと、平成25年度が99.42％、26年度が99.6％、先ほども議員さんのほうからございましたが、27年度が99.51％と推移いたしております。落札率の数字のみで判断いたしますと確かに高い数字であると言えますが、これは当組合の予算編成におきまして、当初予算要求時に参考までに各業者からとります見積書の金額をそのまま要求するようなことはせず、過去の実績等があるものにつきましては、十分に精査した上での予算化に努め、併せて分賦金の削減に努めているところでございます。

今年度の救急自動車購入につきましては、結果的に予定価格と落札額との差がほとんどない結果となっておりますが、予算策定時にとりました見積もり7,352万7,938円に対し、当初予算はマイナス0.72％、7,300万円に抑えたところでございます。その上での落札率であったと思っております。最少の経費で最大の効果を上げた結果になっていると考えているところでございます。

例えば、過大に予算化し、落札率が60％の入札結果であったとするならば、それはそれで予算の見積もりが甘いという結果が生じるところでございますが、当組合の入札結果におきましては、そのような事態が起こらぬよう、予算策定時におきまして十分精査しているところでございます。

なお、２回目の入札におきまして予定価格を増額いたしました経緯につきましては、１回目の入札におきまして当初予算7,300万円のところ、予算執行の段階におきまして予定価格をさらに検討いたしまして、予定価格7,153万7,000円で執行したところ、いすゞ自動車を除く指名３業者全ての入札辞退理由が予定価格以下での応札が困難であるとの理由で入札辞退届が提出されてございます。このときの予定価格と当初予算要求時にとりました見積もり額との差は199万938円であったため、当初予算の範囲内におきましてぎりぎりまで増額をいたしまして、予定価格7,292万4,000円として執行したものでございます。

また、救急自動車といういわば日産、トヨタの独占市場的な物品の調達につきましては、メーカーも強気の応札をしてきているところと認識しておりますが、当組合といたしましても圏域住民の生命を守るための必要な経費であると考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、シェアでございますが、過去３年間、平成26年、27、28年度の茨城県内のシェアは、トヨタ自動車が100％でございます。

〔「全国」と言う人あり〕

○事務局参事兼企画財政課長（福田　洋君）　全国、失礼いたしました。全国は平成27年度までしか手元にございません、そこまでしかございませんが、過去、平成23年度から平成27年度までの間で全国で2,909台、そのうちトヨタが2,355台、シェアといたしまして80.76％でございます。

続きまして、前回のご質問にもございました、多分植栽関係の10社以上の入札指名参加願が出ている業者の絡んだ入札関係のご質問かと思いますので、ご答弁させていただきます。筑西遊湯館、県西総合公園及びきぬ聖苑の植栽関係の入札８件に関しましては、県域内の入札参加申請提出業者のうち、植栽関係業者全28社を指名しての取りおり方式によります指名競争入札を実施しております。この方式により実施することで、地元でできるものは地元で、また競争原理が働くことにより、限られた予算内で最少の経費で最大の効果を上げられるものと考えております。また、この入札方式につきましては、茨城県からもよい方法であると評価いただいているとの話を聞いております。このほかにも環境センターの19品目の工業薬品等の入札につきましても、圏域内業者、茨城県内及び実績業者22社によります指名競争入札を実施しております。そのうち年間購入金額が1,000万以上の６品目につきましては、取りおり方式を採用し実施しているところでございます。

この方式は平成26年度当初契約から実施いたしましたが、平成25年度の植栽管理８件の契約差金が79万円ほどで、削減率といたしましては95.8％、工業薬品等が23件の契約差金が155万2,000円程度で削減率99％に対しまして、平成26年度の植栽８件の契約差金は263万5,000円ほどで削減率86％、工業薬品等の23件の契約差金につきましては、982万5,000円ほどで削減率94％でございました。当初契約42件の比較だけで平成25年度よりも契約差金で1,181万3,000円ほど、削減率で5.5％の削減ができております。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、日本ロジテック協同組合破産に伴う環境センター売電料金未回収に係る決着時期というご質問でございましたが、こちら簡単に経緯をご説明いたしますと、平成28年11月第２回組合議会定例会におきまして、平成27年度決算の事務局長の説明の中で、環境センターの売電料金2,289万1,350円が歳入未済額となっていることを申し上げております。当組合では東日本大震災後、電気料の高騰に伴い、環境センターと筑西遊湯館において日本ロジテック協同組合と電力受給契約を結んでございました。環境センターにおきましては、売電、買電の両方の契約を結んでございました。既に今回の未回収分2,289万1,350円を遊湯館の買電未払金490万6,373円と環境センターの買電未払金1,341万3,920円の合計1,832万293円をもって相殺し、組合全体での債権未回収総額は457万1,057円となっております。

前回の議会定例会におきまして環境センター所長がご答弁申し上げてございますが、平成28年９月26日に第１回債権者集会がございまして、事務局職員が出席し、破産管財人の渡邊　顕弁護士から９月の時点では日本ロジテック協同組合の総資産25億円、負債額250億円ほどとの報告を受けております。

今後の清算状況につきましては、次回の債権者集会で報告しますとのお話でございました。

第２回の債権者集会が来月15日に東京家庭･簡易地裁合同庁舎で開催されることになっております。こちらへも事務局職員が出席し、説明を受けてまいります。当組合から年明けすぐに破産管財人の弁護士事務所へ第１回債権者集会後､現在はどのような進捗状況にあるかということを尋ねましたらば、またいつ決着するのかということをお尋ねしてございます。回答といたしましては、現時点では回答できない、３月15日の債権者集会で報告しますとの回答でございました。ほかに幾つかの債権者団体にも問い合わせをいたしておりますが、同じ回答でございました。今後は３月15日の第２回債権者集会に出席し、報告を受けてから決着になろうかと思われますが、決着時期につきましては現時点では未定でございます。当組合といたしましても、引き続き破産管財人及びほかの債権者団体と連絡をとりながら注視していきたいと考えております。

また、これ250億の25億ですので、大体10分の１程度が回収できるかなというふうな予想はしてございます。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　次に、横田事務局長。

〔事務局長　横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君）　それでは、鈴木議員さんのご質問にご答弁させていただきたいと思います。私のほうからは、人事異動のあり方と職業訓練センターについてご答弁させていただきます。

まず、人事異動でございますが、人事異動につきましては、公正な職員人事を行うため、職員から将来についての考察、要望、意見等を自己申告票によりまして任命権者である管理者へ提出させていただいております。また、各所属長に対しましてもヒアリングを行い、広く意見を聞いた上で任命権者による公正な職員人事を行っております。

現在管理者の事務部局の職員数は39名でございます。ここには再任用職員が含まれておりまして、一般の職員数になるとさらに少数となっております。そのようなことから、近年当組合では後進の育成が重要な課題になっており、階層別の研修あるいは個々のスキルアップを図っていける研修などを行っているところでございます。また、当組合では環境センターをはじめ特殊な知識や経験を必要とする施設がございます。業務の停滞が圏域住民の生活に直接影響を及ぼすことからも、適切な人員配置が重要であると考えております。適材適所の人員配置により、組織の機能化、効率化を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、人事異動に伴う名簿の配付の件でございます。先般11月組合議会定例会におきましてご指摘のあった名簿の件でございますが、結城市及び筑西市では内示、配置表を配付しているということでございます。桜川市におきましては、グループ長以上の名簿及び配置表を配付しており、要請があれば内示についても提示していくというふうなことでございました。

これまで当組合では要請があった場合には対応してまいりましたが、今後につきましては、構成３

市に準じた対応を検討してまいりたいと考えております。配付にあたっては、組合議員の任期等の関係もございますので、まずは各市の議会事務局へ提出させていただくことで確認していただけるようお願いしたいと考えております。

続きまして、職業訓練センターでございます。先ほど桜川市の小高議員さんへの答弁と重複する部分はありますが、話し合いを持ってというふうな鈴木議員さんのご意見でございましたが、まさしく広域行政はそのとおりだと認識しております。合意性のもと事業を進めてきた経緯がございますので、話し合い、特に正副管理者会議の話し合いは重要だと認識しております。ただ、やはり単独市所有の財産を広域事業として管理運営することは非常に難しいというふうに考えております。そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　次に、齋藤環境センター所長。

〔環境センター所長　齋藤唯久君登壇〕

○環境センター所長（齋藤唯久君）　環境センターの施設の老朽化対策について、鈴木議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

環境センターの老朽化対策についてでございますが、当環境センターごみ処理施設は、平成15年３月の稼働開始から約14年経過しており、施設を構成する各設備、装置は毎年計画的に定期補修、整備を実施しているところでございます。

廃棄物処理施設における設備、装置は、高温、多湿等の苛酷な条件に加え、機械的摩耗も避けられない状況下で稼働することが多いため、施設全体の耐用年数は一般的にごみ焼却施設で20年から25年ほどと言われております。今後当施設においても、特に基幹設備である燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など、経年劣化による性能の低下が著しく進む状況になるものかと思われます。

そのため、建設当初の機能を確保するには、施設全体の大幅な改良もしくは機器の更新により、各設備、装置の機能回復を図ることが必要となることから、今後ごみ処理施設においても、これは計画案ではございますが、稼働開始より17年目の平成31年度に循環型社会形成推進地域計画を見直し、概略工事の検討及び施設の延命化、省エネ並びに二酸化炭素の削減などの機能向上の方向づけを行い、その後施設を長く大切に、かつ安心、安全に運転管理していくための長寿命化計画を策定して、長期的な安定稼働を目指すこととし、基幹設備の改修を稼働開始23年目の平成37年度から計画的に実施することが望ましいかと考えております。

なお、ごみ焼却施設におきましては、建屋を壊さず、屋上から建屋内部に設備機器を荷おろしすることが可能な設計となっていることから、大規模改修工事の際、工期の短縮や建屋の再利用などコストの削減に寄与できるものとなってございます。

次に、し尿処理につきましては、平成６年11月竣工から22年が経過しており、施設の運転に重要なポンプ類は毎年計画的に補修整備を行っていることから、昨年度精密機能検査では改善策等の指摘は

ございませんでした。しかし、近年電気系統に不具合が多く確認されていることから、来年度施工メーカーの診断を受け、施設全体の不具合及び耐用年数の推定を出していただく予定でございます。

また、搬入の質についても、竣工当初からではし尿と浄化槽汚泥の比率が逆転しており、建設当初の設計条件とは異なって運転しているのが現状でございます。このことから、基幹的設備の改修等も必要と考えられます。

以上のことを踏まえ、今後の施設のあり方を検討してまいりたいと存じます。

続きまして、廃棄物の溶融処理における温暖化問題についてでございますが、灰溶融炉施設稼働に伴う温室効果ガス排出量につきましては、活動量掛ける排出係数で算出するものでございます。活動量とは、生産量、これスラグです、使用量とは主電極、補助電極、焼却量とは焼却灰など、排出活動の規模をあらわす指標でございます。生産量、使用量、焼却量の３項目につきましては、スラグにおける水分量、主電極、補助電極における消耗度、焼却灰における熱灼減量などが一定ではないことから正確な算出が困難なため、ここでは正確な電気使用量から算出した温室効果ガス排出量についてご説明させていただきます。

活動量に当たる環境センター全体の温室効果ガス年間排出量が1,108万1,000キログラム―CO_2となり、このうち灰溶融施設の温室効果ガス年間排出量は、環境センター全体の約22.4％に当たる247万7,000キログラム―CO_2であり、この値は一般家庭の世帯数に換算すると約700世帯以上の量になります。灰溶融施設を稼働停止した場合、これだけの温室効果ガスを削減することができますが、焼却灰搬出量が現在1,200トンから7,200トンと6,000トンも増加する予測となります。

当初の灰溶融施設設置目的に立ち返りますと、焼却灰を溶融スラグ化することで容積を２分の１に減らし、最終処分場の延命化を図ると同時に、砕石などのかわりに資材として利用することで環境への負荷も低減できるというメリットがございます。そのため、灰溶融施設における温暖化問題につきましては、これらの諸問題を比較検討しながら慎重に進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君。

○17番（鈴木　聡君）　まず、入札の件なのだけれども、いわゆる自動車の見積もり額をどこでとったのですか、何社から、その点。もう時間がないから率直に言います。

それから、最後に管理者に、いわゆる職業訓練センターの問題についてです。答弁では、桜川市の今土地所有で、それは難しいのだという話が出ていました。でも、これは正副管理者が話し合ってどういう取り扱いにしてやればこれができるのかという方法は私は幾らでも、幾らでもといっても、案は、考え方は出てくると思うのです。その辺、やっぱり先ほども言いましたように、これからの方向性はもう県境を超えてあちこちで定住自立圏構想というのをやってきているわけですよね。そういう観点からひとつ正副管理者で、土地の所有が桜川市だから難しいなんていうことではなくて、それはそれで賃貸でも寄附でもいろんな形があってできるということは私は考えています。そういう点ぜひ

努力していただけないかなと思います。

以上です。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君の２回目の質問に答弁願います。

福田事務局参事兼企画財政課長。

○事務局参事兼企画財政課長（福田　洋君）　鈴木議員さんの２回目のご質問にご答弁申し上げます。

見積もり等の徴取はその施設が徴取いたしますが、１社でございます。また、見積もりが出てきた業者はトヨタ自動車でございました。

見積もり額でございますが、今年度の見積もり額といたしまして、１車両3,891万1,578円で当初出てまいりました。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　須藤管理者。

○管理者（須藤　茂君）　職業訓練センターのことでございますけれども、小高議員さんのおっしゃることも重々分かっております。私も桜川生まれでございますので、別に桜川が憎くて言っているわけではありません。愛着を感じて、生まれたところですから。しかしながら、以前言いましたように、約束事は約束事として一つ区切りはつけなくてはいけないと思っているところでございます。しかし、その後に、この前答弁いたしましたように、正副管理者でよく話し合っていきたいと思っているところでございます。仲介役大変ありがとうございます。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君。

○17番（鈴木　聡君）　今管理者の答弁を聞いて、ぜひ努力してみて下さい。

それから、消防自動車の話で、見積もりを１台3,880万、トヨタからとって、トヨタが入札して落とす、何なのですか、これは。これは茨城トヨタからとったのでしょう、トヨタと簡単に言ったけれども。そういう見積もり取りをして入札にというのはありようがあるのですか、これは。本来ならば、入札関係者以外から見積もりというのはとるのです。当事者から見積もりとって、当事者が落札するなんていう、こんなことは私は考えられない事態だと思うのです。

時間も迫ってきましたからこの程度でやめますけれども、答弁はいいです、次回で。今度は次の新しい広域議員になってきて再度やるということで、終わります。

○議長（箱守茂樹君）　以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩　正　　午

再開　午後　１時００分

○議長（箱守茂樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第１号～議案第６号の上程、説明、質疑、採決

○議長（箱守茂樹君）　次に、日程第３、議案第１号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定についてから議案第６号　筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上６案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第１号から議案第５号について、横田事務局長。

〔事務局長　横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君）　それでは、議案第１号からご説明申し上げます。お開きいただきたいと思います。

議案第１号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定について。

本条例は、行政不服審査法の全部改正に伴いまして行政不服審査会に関する規定を筑西市行政不服審査会条例の規定の例によるものとし、新たに設置するものでございます。また、準用規定を用いて筑西市の規定の例によることといたしました情報公開及び個人情報保護審査会条例につきましては、廃止するものでございます。

内容につきましては、国において行政不服審査制度の抜本的な見直しが行われ、平成26年６月13日に行政不服審査法をはじめとする関連法が改正されたわけでございますが、この法改正による新しい行政不服審査制度が平成28年４月１日から施行されたことに伴い、当組合でも必要な条例整備を図るものでございます。

この制度改正によりまして、行政による違法または不当な処分等について、国民が行政に対しその処分等の見直しを求めて不服申し立てをした際の簡易、迅速、公平な審査手続を定めたものでございまして、国民の権利、利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保することを目的としたものでございます。

２ページの条文について概要を説明いたします。

まず、第１条でございます。趣旨、当組合に行政不服審査会を設置することについての規定でございます。

第２条に、名称、第三者機関の名称、筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会を規定してございます。

第３条の準用規定は、審査会の組織、調査権限及び手続等について、筑西市行政不服審査会条例の規定の例によるものとして規定してございます。

附則第１項において、施行日を平成29年４月１日と規定しております。

また、第２項で、筑西広域市町村圏事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例につきましては、廃止することといたしております。

なお、構成３市では平成28年４月１日に既に施行されているものでございます。

以上で説明を終わります。

続いて、議案第２号をお願いいたします。

議案第２号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について。

初めに、制定理由でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、同法の規定に基づき書面の交付に関する手数料の額、減免等について、筑西市が定める額等に倣い新たに設置するものでございます。

２ページをお願いいたします。条例概要でございますが、第１条に趣旨、行政不服審査法の規定による提出書類等の写しの交付手数料に関し、必要な事項を定めております。

第２条に、手数料の額、これを別表に規定しております。手数料の額につきましては、書面類の白黒が10円、カラーが30円でございます。

続いて、第３条は、手数料の徴収について、手数料は交付の際に徴収すると規定しております。

第４条には、手数料の減免について、これは特別の理由があるときは手数料を減額し、または免除することができると規定したものでございます。

第５条、委任については、その他必要な事項を管理者が別に定めるとしたものでございます。

施行日につきましては、平成29年４月１日でございます。

続きまして、議案第３号をお願いいたします。

議案第３号　筑西広域市町村圏事務組合職員の降給に関する条例の制定について。

制定理由でございますが、地方公務員法の改正により、職員の任用に関する用語の定義がなされ、さらに人事評価制度の導入が義務づけられたことに伴い、職員の降給に関する規定を新たに設置するものでございます。

内容につきましては、従来降任に該当すると解釈されていた降任を伴わない降格、これは職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することを指します。例えば、５級の課長補佐から４級の課長補佐に変更することでございます。これが降給に該当するものと規定されます。また、降号、これは職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することを指しますが、これについては従前どおり降給に該当するものと規定されます。

さらに、人事評価制度の導入が義務づけられ、その結果を任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用するものとされたことから、降給についての規定が必要となったものでございます。

２ページをお開きいただきたいと存じます。条文概要でございます。

第１条は、この条例の目的規定で、地方公務員法第27条第２項及び第28条第３項の規定により、降給に関する処分事由や手続ほかについては、条例で定めなければならないとされております。

次に、第２条でございます。降給の種類を規定するもので、降給は降格と降号の２種類となるものでございます。

第３条は、降格の事由を規定するもので、ポイントが４点ほどございます。

１点目は、第１号アの人事評価の結果、勤務成績がよくないと認められた職員に対して、指導その他の措置をとったにも関らず、その後も改善されず、その級の職務遂行が困難と認められた場合でございます。

２点目は、イの心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められた場合でございます。

３点目は、ウのその級の職務を遂行することについて適格性を欠く場合でございます。

４点目は、職制の定数の改廃、予算の減少に伴うものでございます。

次に、第４条は、降号の事由を規定するもので、人事評価の結果、勤務成績がよくないと認められた場合であり、かつその級の職務を遂行することが可能と認められた場合であって、指導等を行ったことにも関らず、勤務成績が改善されない場合でございます。

第５条は、職員を降給させる場合の通知書の交付についての規定でございます。

第６条は、心身の故障の場合の受診命令についての規定でございます。

第７条は、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任する規定を定めるものでございます。

附則は、条例の施行日を平成29年４月１日とするものでございます。

なお、本条例につきましては、筑西、桜川市が平成28年４月１日で施行し、結城市においては本３月の定例議会で上程されるというふうに伺っております。

以上で説明を終わります。

次に、第４号をお願いいたします。

議案第４号　筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

改正理由でございますけれども、情報公開及び個人情報保護審査会を廃止し、新たに行政不服審査会を設置することに伴い、報酬及び費用弁償を支給する委員を改めるものでございます。

２ページをお開きいただきたいと存じます。改正の概要でございますが、第１条、第５条、別表第３及び別表第４の改正であり、「情報公開及び個人情報保護審査会委員」を「行政不服審査会委員」に置きかえるものでございます。

施行日は、平成29年４月１日でございます。

以上でございます。

続いて、議案第５号をお願いいたします。

議案第５号　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について。

これにつきましては、既に構成３市において審議、承認されている案件でございます。概略を申し上げます。

初めに、改正理由でございますが、地方公務員法の改正による人事評価制度の導入及び平成28年人事院勧告に基づき人事評価による給与への反映、等級別基準職務表の条例化及び給料表の額の引き上げ、勤勉手当の支給割合の引き上げ、配偶者に係る扶養手当の見直しを実施するための改正でござい

ます。

また、育児休業法の改正に伴い、介護、育児に係る規定を整備するため、勤務時間、休暇等に関する条例を併せて改正するものでございます。

本条例改正は、全部で３条から成っております。第１条と第２条は、組合職員の給与に関する条例の一部改正、第３条は、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

それでは、条文に従いましてご説明申し上げます。

２ページ、第１条でございます。職員の給与に関する条例の一部改正でございます。まず、第１条の３行目から８行目までは、第６条第４項関係の改正でございます。地方公務員法改定に基づく人事評価制度の導入に伴い、職員の昇給について組合規則で定める１年間における勤務成績に応じて行うものとしたものでございます。また、この場合において、昇給に関する評価期間中に懲戒処分などを受けた場合の対応について規定しております。

次に、９行目から14行目までは、第20条第２項の関係で、平成28年人事院勧告に基づく改正で、再任用職員を含め12月に支給された勤勉手当の支給月額数の上限を改めるものでございます。この改正によりまして、平成28年度につきましては一般職員及び特定幹部職員の勤勉手当率が0.1月引き上げられ、一般職が0.9月分に、特定幹部職員が1.1月分になります。また、再任用職員につきましては0.05月引き上げられ0.425月分となります。

次に、15行から20行までは、附則第10項の改正でございます。これは、55歳を超える管理職員について、勤勉手当の減額率を改めるものでございます。

次に、同ページの最後でございますが、別表第１及び別表第２を次のように改めるといたしまして、行政職給料表及び消防職給料表を次のページ３ページから11ページまでのように改めるものでございます。

なお、給料表の改正につきましては、行政職及び消防職給料表１級の初任給を1,500円引き上げ、その他の職員につきましては400円程度の引き上げとなりまして、平均改定率は0.2％の引き上げとなっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。第２条、上から４行目から８行目までは、第４条及び第５条第１項関係の改正でございます。人事評価制度の導入に伴い、第４条において、これまで組合規則で定めていた職務の級、等級別基準職務表を条例で規定し、各職務の内容を明確にすることにより、人事評価による結果を人事管理の基礎として活用するものでございます。

なお、第５条につきましては、第１項第１号中の「別表第１」を「別表第３」に改め、同項第２号中の「別表第２」を「別表第４」に改めたものでございます。

次に、９行目から13ページ８行目までは、第10条関係の改正でございます。第２項の第２号と第３号で、子と孫を切り離し、同条第３項で子を除いた配偶者等の扶養手当を6,500円に引き下げるものでございます。また、行政職給料表８級の適用を受ける職員においては、手当額を3,500円に引き下げる

ものでございます。子に係る扶養手当については１万円に引き上げるものとなっております。この規定につきましては、平成31年４月１日から適用となるものでございます。

次に、13ページ９行目から10行目までの第９条の３第４項については、先ほど議案第１号、行政不服審査法改正による組合行政不服審査会条例の制定に伴い、行政不服審査法第14条また第45条を行政不服審査法第18条第１項本文に改めるものでございます。

次に、11行目から20行目までは、第20条関係でございます。人事評価制度導入に伴い、第１項で、勤勉手当においては基準日以前の人事評価の結果及び基準日以前６カ月以内の期間における勤務状況に応ずるものとし、第２項においては、再任用職員を含み６月及び12月に支給されます勤勉手当の支給月額の上限を改めるものでございます。この改正によりまして、平成29年度からの勤勉手当は、一般職の６月に支給される勤勉率が「0.8月」から「0.85月」に、12月に支給される勤勉率を「0.9月」から「0.85月」に、特定幹部職員においては６月の勤勉手当率を「1.0月」から「1.05月」に、12月の勤勉手当率が「1.1月」から「1.05月」に改めるものでございます。また、再任用職員においては６月の勤勉手当率を「0.375月」から「0.4」に、12月の勤勉手当率が「0.425」から「0.4」に改めるものでございます。なお、平成28年度と29年度の年間支給率は同一でございます。

21行目から27行目までは、附則第10項関係の改正でございます。これは、55歳を超える管理職員につきまして、勤勉手当の減額率を改めるものでございます。

また、第１表に行政職給料表、等級別基準職務表を別表第２に、消防職給料表、等級別基準職務表を加えたものでございます。

次に、14ページの中段の第３条をお願いいたします。筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第３条の５行目から15ページの２行目までは、第９条の２第１項及び第２項の改正でございます。これは、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象となる子の範囲を、特別養子縁組を請求し、監護を行う子、里親である職員に委託されている児童のうち養子縁組を予定している子に広げるものでございます。

なお、介護休暇の分割取得及び介護時間の新設につきましては、準用規定を用いて筑西市の規定の例によることといたしております。

最後に、附則でございます。附則第１項、本条例の施行期日について規定しております。

第２項は、改正後の給与条例の規定の適用日を示しております。

第３項は、改正前に支払われた給料は改正後の内払いとする旨の規定でございます。

第４項は、扶養手当の特例といたしまして、平成29年４月１日から30年の３月31日までの間は、行政職８級の職員を含め、配偶者が１万円、子が8,000円、父母等が6,500円、配偶者がいない場合の子については１万円、同じく配偶者のいない場合の父母には6,500円を支給するものでございます。

第５項も同じく扶養手当の経過措置でございまして、平成30年４月１日から31年３月31日までの間

は、行政職８級の職員を含め、配偶者が6,500円、子が１万円、父母等が6,500円、配偶者がいない場合の子には１万円、同じく配偶者のいない場合の父母には6,500円を支給するものでございます。

最後に、第６項は、その他必要な事項を規則へ委任するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（箱守茂樹君）　続いて、議案第６号について、水越消防長。

〔消防本部消防長　水越輝夫君登壇〕

○消防本部消防長（水越輝夫君）　議案第６号　筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、国からの対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省省令第24号）の改正に伴いまして、所要の改正を行ったものでございます。

この改正省令につきましては、省令施行後10年以上が経過しまして、当初想定されなかった設備、器具等が流通してきたことから、それらへの対応を図るために平成28年４月１日から国が施行したものでございます。

２ページからをお開きいただきたいと存じます。筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正は、省令に準じ、火を使用する設備及び器具、またはその使用に際しまして火災の発生するおそれのある設備、器具から建築物や可燃物、物品までの火災予防上安全な距離、いわゆる離隔距離を定める規定、議案第６号の資料２ページからの別表第３を改定するものでございます。

この改定の概要につきまして簡単にご説明を申し上げます。近年厨房設備や調理器具の進化に伴いまして、家庭用ガスこんろの下に備えつけられました網などで直火の放射熱で調理するいわゆる魚焼き器、ガスグリルにかわりまして、ガスこんろの下にプレートのようなものを備えつけまして、そのプレートの上下直火で加熱し、熱伝導によりまして、より多彩な調理ができるガスグリドルを備えた器具が流通するようになりました。

このような器具が流通するようになったことを踏まえまして、これまでは火災予防条例別表第３には、厨房設備調理器具に「グリル付こんろ」のみが記載されていましたけれども、同じ項目に「グリドル付こんろ」が追加されました。また、システムキッチンのようにこんろが収納されている状態をこれまで「ドロップイン式」と表現していましたが、「組込式」に改めました。さらに、電気こんろ、電子レンジ、電磁誘導加熱調理器、今までと分かれて器具の種類を記載しましたが、「電気調理用機器」と１つの種類にまとめたものでございます。併せまして、電磁誘導加熱調理器、いわゆるＩＨ器具につきましては、近年入力値が5.8キロワットのものが主流となってきたことを踏まえまして、入力値5.8キロワット以下である電磁誘導加熱調理器を追加しまして、設備、器具の形態に整理をしたものでございます。

資料２ページから18ページが一部改正の資料でございます。そして、19ページから42ページが新旧

対照表になります。そして、そのうちの19ページから30ページは新しい表であります。そして、従来の表が31ページから42ページになっております。それぞれに下線でお示ししたのが改正点であります。

最後に、附則としまして、条例の施行日を平成29年４月１日とするものでございます。

以上でございます。何とぞご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（箱守茂樹君）　以上で説明を終わります。

質疑を願います。

３番、森　正雄君。

〔３番　森　正雄君登壇〕

○３番（森　正雄君）　議長のお許しをいただきましたので、ちょっと質疑をさせていただきたいと存じます。

議案第３号です。ただいま地公法改正によります人事評価制度の導入ということでの、降給に関する条例の制定ということであります。この中の降格の事由、３条です。この中で３つの要件があるということでありますけれども、アです。評価するにあたりまして、一般的には評価基準を設けた中で評価するという、客観性を持たせた評価といいましょうか、絶対評価ですか、そういったことが通常だと思うのですけれども、中には絶対評価と相対評価をまぜ合わせた評価というのもあるというようなことで伺っております。その点、絶対評価なのか、相対評価なのかということを１つお伺いをさせていただきます。

これは一問一答ではないですから、連続でいいですか。

○議長（箱守茂樹君）　一問一答ではありません、総括です。

○３番（森　正雄君）　続いて、イです。これ任命権者が指定する医師２人によっての診断というような文言がございます。通常職員が休養をとる場合には、自分が選定して医者を選んで診断書をとって、管理者なり市長なりに提出をしてその許可を得るというのが通常だと思うのですけれども、２人指定した、医師２人のというこの意図はどういったところなのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（箱守茂樹君）　森　正雄君の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

〔事務局長　横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君）　それでは、森議員さんのご質問にお答えしたいと存じます。

人事評価制度の関係でございますけれども、これは法改正に伴うものでございまして、職員の降給における降格や降号の運用を明確にするための条例の制定と併せまして、平成29年４月より導入する予定のものでございます。当組合では条例等につきましては筑西市に倣い整備をしております。この降給に関する条例につきましても同様でございまして、基本的には筑西市における運用に準ずること

となりますけれども、当組合における具体的な運用につきましては、筑西市が昨年４月１日からの運用でございましたので、その評価結果が反映される翌年度、平成29年度ですが、その状況を見きわめながら対処していきたいというふうに考えております。

また、当組合の組織規模とか、あるいは消防の公安職とかありますので、これについても加味して、筑西市に倣えるかどうかというのもありますけれども、今現在評価制度をまとめているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。絶対評価か相対評価かは筑西市の結果を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

次に、降格の事由の心身の故障がある場合の医師２名の指定でございます。任命権者による指定というふうに書いてございますけれども、職員の病気休職につきましては、組合が準用する筑西市職員の分限に関する条例において、今までも２人の医師の診断書が必要とされております。この医師２人につきましては、人事院規則において職員の身分保障について定めた第７条、本人の意に反する降任または免職に規定されているものでございまして、筑西市をはじめとして各自治体において準用しているものでございます。医師２名の理由については、休職等分限処分については、いわゆる降任、降格、これは本人の意に反して処分されるものでありますので、より客観性を担保するため、複数の受診となったものと解釈しております。現段階では主治医を含む２人と捉えるか、それとも全く別の２人を指名するか、この運用については明確に規定しておりませんので、今後やはり筑西市のほうと連絡調整を図り、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、余計になりますけれども、現在当組合におきましては産業医の設置がされておりません。これにつきましても今準備を進めておりますので、産業医による診断、判断についても併せて検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　森　正雄君。

○３番（森　正雄君）　今現在進行中という観点でのご答弁でありました。人事評価制度なのですけれども、基本的に評価するにあたっては、やはりいろいろ広域の場合、人数的には今局長が言ったとおりでありますけれども、ある程度育成という観点を考えたときには、やはり相対というより絶対評価という考え方で、その辺を主眼にした形で、ぴしっとした評価基準、そういったものを設けていただいて進めていただきたいというふうに思います。

以上１点です。

○議長（箱守茂樹君）　答弁は要らないですね。

ほかに。

17番、鈴木　聡君。

〔17番　鈴木　聡君登壇〕

○17番（鈴木　聡君）　議案第３号の大事な問題なのですよね。職員の降給に関する条例ということですから。３条のア、イ、ウ、例とまでは言わないが、挙げられている。降給の、例えばさっき森議

員が具体的にどうなのだという話になると何も言えない。やっぱり降給をするからにはこういうことだと、こういう状態だということをはっきりここで示さなければならないと思うのです。ちょっと思ったのですが、国会で共謀罪の話が今大変問題になっていますけれども、ちゃんと具体例を出していますよね、例えば。それに対して批判受けていろいろしどろもどろになってしまって。だから、私はここで降給をやる場合の、ただ勤務成績がよくないからというだけの話で決めていったら、私たちはこれ賛成できかねます、やっぱり。だって、例えば市長、管理者の裁量でやるとかということに今後具体的になっていった場合なんかも、やっぱり慎重であるべきな問題だと思うのです。だから、私は当該適格性を欠くとか、勤務実績がよくないとか、何を指してやるのかという物差しも何も示されない。これから筑西市でやったのを、経験、そういうものを学んでいくのだ。筑西市はそういうこと多分ないと思うのだ、私まだ聞いていませんけれども。やっぱりこういう例がということを具体的に示させてもらわないと私らも判断がつかない。これを提案されても賛成とも反対とも私らは本当判断つかないです。そういう点どういう例、こういう場合はこうなりますよという話を出してもらいたいのです。

それから、火災予防条例の一部改正というのですが、たくさんありますよね。これは市民に周知できるのですか。これ例えば広報でこういうことですよという話、これたくさんあります。私も広域議員になって初めてこういうのを見ました。ですから、一々見てみると大切なことだなと、火災起こさないためにはと思うのです。これ市民がどういうふうに、ネットか何かでこれは見るのですか、市民は。この周知徹底というのはどうなのでしょう。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

〔事務局長　横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君）　鈴木議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、筑西市の状況を見ながら策定していくというふうなことで、人事評価を４月１日から導入したいということでございます。組合内部で今つくっているというか、策定中でございますので、具体的な方針は、これがこうだというふうなものは示せませんけれども、制度が整った時点でご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　次に、水越消防長。

〔消防本部消防長　水越輝夫君登壇〕

○消防本部消防長（水越輝夫君）　ご質問にお答えします。

既にホームページ等では掲載をしておるところでございます。そして、その関係する業者、設備業者、設置する側の業者等にはもちろん国からの指導等も行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君。

○17番（鈴木　聡君）　３号のほうから。これ筑西市からの情報を得てこれからだという話ですが、筑西市からの情報というのはまだ施行されてこの１年間の、そういったものについての情報はまだ何も聞いていないのですかということと、あと今消防長の話でホームページにも載っている。そうすると、これは主に業者にちゃんと指導して、業者がこういう問題についてのみ込んで、こういう工事の場合は業者に責任を持ってもらうという意味なのですか。それとも、保守管理は自分で、個人宅でちゃんとしていくということを業者から指導を受けるのか。そういうアクセス、そういったものはちょっとよく分からないのです。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君の２回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

○事務局長（横田有司君）　お答え申し上げます。

降給の条例の関係の評価制度でございますけれども、現在筑西市の総務と何かと情報交換をさせていただいているところでございまして、まだ公表できる段階にはございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（箱守茂樹君）　水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君）　ホームページ以外で市民の方にお伝えする方法といたしましては、消防本部各所属におきまして防火対象物の査察、それらに併せまして火災予防週間中の行事におきまして一般家庭への訪問なども踏まえまして、そうした扱いについての啓発をしていきたいと思っています。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君。

○17番（鈴木　聡君）　３号のほうのその降給の話、これはまだ、筑西市から情報は得ているけれども公表できないというのですが、しかしこれ大事なことなのです。ですから、情報を得たならば、筑西市ではこういうことでやりましたとか、やったとかという話ぐらいはやっぱりここで言うべきなのです、こういう条例をつくるからには。さっきも言ったように、共謀罪の具体的な例を挙げていろいろ今議論やっています。その辺、私らちょっと心配なのです。つまり当局の、さじかげんでという言い方は語弊があるかもしれませんが、場合によってはそういう判断も疑いかけられるようなこともあると思うのです、さじかげんという話。そういうことを私は危惧するわけです。その点。

それから、今消防長の話でいろいろ一般家庭に対する査察とか、それからいろいろそういうことで分かるようにしていくというのですが、一般家庭、一斉に消防署の職員がそれぞれの家庭を査察するわけではないでしょうから、必要に応じてやっているわけですから、この条例の浸透具合というのはそんなに速いものではないと思うのです、このやり方。これを一目で分かるようにするのにはホームページが一番いいのだろうけれども、果たしてそういう、必ずしも自分で操作してホームページを見られる人ばかりではないのですよね。その辺のところよく考えていただけないでしょうか。

○議長（箱守茂樹君）　鈴木　聡君の３回目の質疑に答弁願います。

須藤管理者。

○管理者（須藤　茂君）　例えばの例でございますけれども、筑西市の場合には職員さん877名おりまして、臨時の方入れますと1,000人近くいるわけですけれども、正職員さんの中で、ちょっと申しわけありません、今詳しくは忘れましたけれども、例えば病欠というのはこれ仕方ないことですよね。例えば、病欠で３カ月休みました、そして１日出てきました、そしてまた３カ月休みましたというような今までの例を見ますと、計画的に、ほとんどの人はちゃんとやっておりますけれども、計画的にそういう制度を利用してほとんど出てこないという方も今の中でいらっしゃることは事実でございますので、そういう文言をしっかりと決めてからやらなくてはいけませんので、ただそういう方が今事実残念ながら筑西市の中でもおりますので、きょうは新聞の、読売新聞かな、朝日か忘れましたけれども、下のほうに書いてありまして、職員さんが解雇になりました。よって、そういうことをしっかり決めようということで今回これ決めているわけでございますので、その文言等を今あらわせないというのは非常に残念なことでございますけれども、そういうことを念頭に、そればかりではないのですけれども、病気とか、けがとか、それは仕方ないのですけれども、そういう就業方法といいますか、そういうのを悪用して休んでいる方もいることも事実でございます。そういうことはしっかりしなくてはいけないということで決めているわけでございます。その方法はしっかりいたしたいと、発表したいと思っております。

○議長（箱守茂樹君）　水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君）　ホームページ以外に一般市民の方に啓発をするということですが、ほかにメディアとかいろんな手段を使いまして、地域と密着して広報はしていきたいと思っています。ただ、消防的に対象物というものは法的に立ち入る権限につきましては、大きな建物や人数が多く入る施設とか、そういうところに限られていますので、一般家庭に消防が立ち入ってという指導はなかなかしづらいところがありますので、合理的な方法を考えて対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（箱守茂樹君）　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（箱守茂樹君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本６案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（箱守茂樹君）　ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第１号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号　筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号　筑西広域市町村圏事務組合職員の降給に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号　筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号　筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、採決

○議長（箱守茂樹君）　日程第４、議案第７号　平成28年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

横田事務局長。

〔事務局長　横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君）　議案第７号　平成28年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算でございますが、平成28年４月１日付の人事異動に伴うもので、異動による職員数の増減はございませんが、給料の低い若手職員とベテラン職員との人件費の差額分の組み替えをお願いするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、10、11ページをお開きいただきたいと存じます。

２の歳入となります。款１項１分賦金、目１議会総務費分賦金463万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄で２の総務費でございますが、人事異動に伴う事務局職員の人件費不足分を次の欄に出てまいります公園費分賦金255万、その下のごみ処理施設分賦金208万5,000円を充当するもので、これによる３市の分賦金に増減は発生いたしません。

続いて、12、13ページをお願いいたします。３の歳出でございます。款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費463万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄で職員給与関係経費は、事務局職員の人件費で、給料の低い若手職員、給料の高いベテラン職員との入れかえにより、２の給料で399万7,000円、３の職員手当等で89万7,000円が不足いたします。そのため、４の共済費25万9,000円並びに公園費、ごみ処理施設費の減額により対応するものでございます。

款３土木費、項１公園費、目１県西総合公園費は255万円の減、次の款４衛生費、項２清掃費、目３ごみ処理施設費は208万5,000円の減額をお願いするものでございます。ともに説明欄のとおり、給与関係経費で一般管理費の職員給与関係経費へ充当するものでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（箱守茂樹君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（箱守茂樹君）　ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第７号　平成28年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号、議案第９号の上程、説明、質疑、採決

○議長（箱守茂樹君）　次に、日程第５、議案第８号　平成29年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第９号　平成29年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の

２案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

横田事務局長。

〔事務局長　横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君）　議案第８号並びに第９号についてご説明申し上げます。

平成29年度筑西広域市町村圏事務組合予算書をお願いいたします。表紙を含めまして４枚めくっていただきたいと存じます。１ページをお願いいたします。

議案第８号　平成29年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算でございます。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億9,839万5,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年度の組合予算につきましては、構成３市の厳しい状況を踏まえまして、３市との情報交換、連携を図りながら、分賦金の抑制に取り組んでまいりました。

大変恐縮でございますが、２枚戻していただきまして、平成29年度予算総括表をお願いいたします。一般会計の本年度の予算額でございます。61億9,839万5,000円で、前年度より１億3,603万7,000円、2.2％の増となっております。

筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算額は1,768万7,000円で、前年度より639万1,000円、56.6％の増となっております。

両会計合わせまして62億1,608万2,000円で、前年度より１億4,242万8,000円、2.3％の増でございま

す。

下段の表は分賦金の負担割合でございます。

次のページをお願いいたします。平成29年度分賦金一覧表でございます。１の議会総務費、（１）の議会費から４番の消防費まで９項目ございます。これらの積み上げが下の太線枠の組合合計欄となります。結城市でございますが、12億7,151万9,000円で、前年度対比2,328万2,000円、1.8％の減でございます。筑西市は26億6,261万4,000円で、4,798万6,000円、同じく1.8％の減、桜川市は11億2,634万7,000円で、4,503万9,000円、3.8％の減となっております。合計50億6,048万円で、前年度に比べまして１億1,630万7,000円、2.2％の減となっております。

なお、一般会計予算額に占める分賦金の割合は81.6％でございます。また、桜川市の減額率が多くなっておりますが、これは負担割合の基礎データであります人口減少が大きいこと、並びに前年度に対するごみ搬入量率が結城市、筑西市よりも低いことが原因となっているものでございます。

それでは、特徴的な部分を説明させていただきたいと存じます。４ページをお願いいたします。

第２条、継続費でございます。管理者のご挨拶にもありましたように、筑西市の協力によりまして川島分署の用地選定が進められており、建設の見通しが立ってまいりましたので、筑西消防署川島分署建設事業といたしまして総額９億5,800万円をお願いするものでございます。年割額は、平成29年度が4,000万、30年度が３億6,520万、31年度が５億5,280万円でございます。

次に、第３表、地方債、筑西消防署川島分署建設事業債で、限度額１億2,600万円、消防車両購入事業として、筑西消防署はしご車購入でございますが、限度額１億9,800万円となっております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書となりますが、８ページ、９ページをお願いいたします。

２の歳入でございます。款１項１分賦金、目１議会総務費分賦金は、本年度３億2,692万8,000円で、筑西遊湯館の公債費償還金の一部終了によりまして、1,703万5,000円の減額となっております。内訳は右の説明欄のとおりでございます。議会費、事務局関係の総務費、筑西遊湯館費となっております。

目２公園分賦金2,124万6,000円は県西総合公園に係るものでございまして、人件費の減により1,415万円の減額となっております。

目３衛生費分賦金21億7,937万1,000円は、環境センターのごみ焼却施設建設の公債償還金の一部終了によりまして8,739万6,000円の減額となっております。節１の保健衛生費は、病院群輪番制の事業費でございます。節２清掃費20億8,545万6,000円は、し尿処理及びごみ処理に係る分賦金でございます。節３火葬場費6,597万9,000円は、きぬ聖苑に係る分賦金でございます。

目４消防費分賦金25億3,293万5,000円は、前年に対しましてやや増となっております。

続きまして、款２使用料及び手数料、項１使用料の１億3,151万円は、前年度に対して大きな変化はなく、右のページにありますように、筑西遊湯館、県西総合公園、環境センターの排水施設並びにきぬ聖苑における使用料でございます。

次に、項２手数料２億9,715万7,000円は、ごみ処分手数料の減収見込みにより180万円ほど減額となっております。

次の10ページをお願いいたします。目２消防手数料は各種検査及び許可手数料などでございます。

次に、下段のほうでございますが、款７諸収入、項２目１雑入１億3,578万円でございますが、15ページまでわたりますけれども、組合６施設36項目にわたる雑収入でございます。

主なものを申し上げます。13ページの説明欄で、35番、環境センターの鉄屑等売却代3,693万円は、買い取り価格の下落によりまして1,880万円の減額となっております。

次の36番、メタル売却代2,364万4,000円、これは灰溶融後に残る貴金属、レアメタル等の売却代でございますが、やはり相場の下落により920万円の減額となっております。

39番、ごみ処理施設売電料2,767万円は、環境センターにおける蒸気タービン発電で１キロワット当たり約10円44銭で、年間265万キロワットアワーの売電収入となっております。昨年３月から東京電力との契約にしてございます。

歳出に入ります。18、19ページをお願いいたします。目３の筑西遊湯館費１億8,002万9,000円は、修繕工事の伸びにより662万9,000円の増となっております。説明欄で筑西遊湯館管理運営費１億6,374万2,000円の主なものでございますが、13、委託料の下から３行目、施設運営6,741万9,000円、これは筑西遊湯館の受け付け業務、プール監視、トレーニングジムの指導、日常の清掃、点検など、管理運営を委託するものでございます。また、15番の工事請負費2,320万4,000円は、劣化したプールのパネルヒーターの年次更新、あるいは熱交換圧力容器の蒸気コイルなど８件の修繕工事費でございます。

次に、20、21ページをお願いいたします。下のほうになりますが、款４衛生費、項２清掃費23億625万2,000円は、環境センターに係る予算でございます。

目２し尿処理施設費１億7,162万3,000円は、老朽設備の維持補修などにより377万6,000円の伸びとなっております。

22、23ページをお願いいたします。右の説明欄でし尿処理関係経費１億4,201万1,000円の主なものは、11、需用費の１、消耗品費3,377万3,000円は、し尿汚泥の分解生成に使用するための苛性ソーダや凝集剤９品目の工業薬品を購入するものでございます。

15の工事請負費4,696万円は、水処理、汚泥処理の根幹となるポンプ類の設備整備をはじめ、６項目にわたる修繕工事費でございます。

続きまして、目３ごみ処理施設費21億3,462万9,000円は、機械設備の点検、整備費などによりまして4,064万2,000円の伸びとなっております。ごみ処理関係経費20億5,172万5,000円の主なものでございますが、11、需用費、１の消耗品費１億2,972万5,000円は、ダイオキシン等有害物質の除去薬剤など17品目に及ぶ工業薬品の購入費でございます。

13番、委託料でございます。16億2,313万7,000円と大きな数値となっておりますが、３行目の燃焼ガス冷却設備点検整備４億1,626万8,000円、いわゆるボイラー設備関係でございます。一部は16年目

に入り老朽化していることから、年々点検整備費をかけなければならない時期となっております。

次の24、25ページをお願いいたします。説明欄の15行目、焼却灰処分他１億1,861万9,000円は、焼却灰3,400トンを山形県米沢市並びに北茨城の民間最終処分場へ、また活用できない粗スラグ350トンを笠間市の最終処分場にお願いするものでございます。

委託料枠の下から２行目、埋立廃棄物撤去及び処分３億2,362万2,000円は、環境センターの敷地内の廃棄物の撤去4,500立方メートルを山形県の米沢市の民間最終処分場へお願いするものでございます。環境センターの周辺の皆様の不安払拭と安全、安心のため、平成19年度から始まっておりますが、管理者の挨拶にもございましたように、平成29年度で完了する予定でございます。

次に、項３火葬場費、目１きぬ聖苑費１億1,900万8,000円は、委託料によりまして840万円ほど伸びとなっております。説明欄できぬ聖苑管理運営費１億628万7,000円の主なものでございますが、27ページをお願いいたします。13番、委託料内の１行目、建物老朽化調査及び施設改修工事設計993万6,000円、これは施設の老朽化の進み具合、また頻繁に発生する雨漏りの防止のための改修設計を行い、施設の延命化を目指すものでございます。

続きまして、款５項１消防費、目１消防総務費25億3,478万5,000円は、筑西消防署のはしご車の更新などに伴いまして7,745万8,000円の伸びとなっております。説明欄でございますが、職員給与関係経費21億437万2,000円は、職員292名、再任用１名、同じく再任用の短時間勤務者８名を含む合計301名の人件費でございます。消防総務費の83％を占めております。

29ページの説明欄をお願いいたします。消防総務費枠の一番下の二重丸でございます。消防車両購入事業２億2,476万円には筑西消防署のはしご車２億2,000万円が含まれております。

次に、目３の消防庁舎建設費１億8,800万円は、新たな計上でございます。説明欄で13番、委託料は、筑西消防署川島分署建築設計料で4,000万円、土地取得事業認定コンサル料で2,000万円でございます。

17番、公有財産購入費9,000万円は、１平方メートル当たり２万2,500円で4,000平米の用地代でございます。

22番、補償補てん及び賠償金3,800万円は、用地に係る耕作物等の補償金でございます。

なお、消防整備のための用地につきましては、当該自治体が手当てすることとなっておりますので、コンサル料、用地代及び補償金につきましては筑西市の負担となりますが、起債を起こす必要があることから、庁舎建設事業として組合予算を通しての計上となるものでございます。

以上が一般会計の概要でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

議案第９号　平成29年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算でございます。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,768万7,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

本特別会計は、基金利子及び原資を活用いたしまして事業展開するための予算でございます。

歳入歳出予算の事項別明細書になりますが、48、49ページをお願いいたします。

２の歳入でございます。歳入の主なものは、右の説明欄のとおり、筑西ふるさと市町村圏基金の利子で291万1,000円、基金繰入金1,462万2,000円となっております。

50、51ページをお願いいたします。３の歳出でございます。

款１総務費、項１目１一般管理費1,668万7,000円は、539万1,000円の伸びとなっておりますが、説明欄の一般事務費、19番、負担金補助及び交付金700万円が主な要因でございます。平成23年度に桜川所有となり、平成29年までの７年間無償借用しております職業訓練センターの修繕費用といたしまして、管理者の意向により計上させていただいたものでございます。また、一番下の広域人材活用・育成事業400万円は、同職業訓練センターの指定管理料でございます。指定管理先である職業訓練協会との協議に基づき、前年度より75万円の増となっております。

以上で議案第８号並びに第９号、平成29年度一般会計予算並びに筑西ふるさと市町村圏特別会計予算についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　以上で説明を終わります。

質疑を願います。

16番、榎戸甲子夫君。

〔16番　榎戸甲子夫君登壇〕

○16番（榎戸甲子夫君）　議案第８号、歳入、ページは13ページ、雑入、37番、溶融スラグ売却代38万円計上されておりますが、先ほどの本議会冒頭の市長の挨拶の中に、溶融スラグにつきましては前年度７月より全量を専門業者に買い取っていただいておりますという文言ございまして、その市長のご挨拶を聞いた後にこの予算書を見ましたら、今年度の売り上げは38万円だと。これ数量に間違いがあるのかないのか。溶融スラグにつきましては、私もかなり心込めて今まで議論した経緯がございますので、その辺の溶融スラグの内容をご答弁願います。

○議長（箱守茂樹君）　榎戸甲子夫君の質疑に答弁願います。

齋藤環境センター所長。

〔環境センター所長　齋藤唯久君登壇〕

○環境センター所長（齋藤唯久君）　榎戸議員さんのご質問にお答えします。

現在溶融スラグは歳入で38万円ということでお聞きしておりますが、１月末現在で発生量が3,400トンほどでございます。ですから、歳入でうたった3,800トンないしは4,000トンぐらいまでは発生し

て全量買い取っていただけるような所存でございます。

あと筑西市の道路業者がＲＣ再生路盤材として、下層路盤材としてＲＣ―40とＲＢ―40という下層路盤材の認定を受けましたもので、それによる大幅な買い取りが予測され、27年の10月に認定を受けましたので、その分全量買い取っていただけるということでございます。

○議長（箱守茂樹君）　榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君）　確認をしておきたいと思うのですが、今買い取り価格トン幾らで、全量買い取るということは、最終処分場に搬出するということはないわけですね。かつて何年か前は買い上げて売った場合にはかなりトン100円ぐらいで、最終処分場に行くと１トン数万円という誠に不可思議な状態でございましたが、今はどうなっているのか。今全量を業者が買い取って下さるということは、最終処分場に残ったスラグを処分費にかけているということはないのですね。ちょっとそれを確認しておきたいと思います。

○議長（箱守茂樹君）　榎戸甲子夫君の２回目の質疑に答弁願います。

齋藤環境センター所長。

○環境センター所長（齋藤唯久君）　本年度１月末現在でスラグ搬出量は3,341トンございまして、これらを専門業者に買い取っていただける状況にございます。これらはエコフロンティア笠間に委託処分した場合、トン当たり２万1,980円かかりますので、今年度１月末現在で7,343万円ほど経費削減がされている状況でございます。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君）　答弁は結構です。前々からこの溶融スラグ、リサイクル法に基づいて地元業者がつくり上げた施設なのですね。ですから、今センター長おっしゃいましたように、最終処分場にかけると２万2,000円もかかる。しかし、この構成３市の業者にこの溶融スラグを路床盤材とか、その他もろもろの建築資材として売り込むことができれば、これはまさにごみは宝の山になるわけですから、そういった思いを込めて今後とも溶融スラグに対応していただきたい。それをお願い申し上げ、質問終わります。

○議長（箱守茂樹君）　ほかに。

６番、仁平正巳君。

〔６番　仁平正巳君登壇〕

○６番（仁平正巳君）　ページ数９ページ、歳入で、筑西遊湯館の収支についてお伺いしますけれども、歳入で遊湯館使用料8,544万5,000円と、それから、これは11ページの説明欄の６番の手もみマッサージ手数料から13ページの説明の20番、雑入までのものを足した金額と、さっきの8,544万5,000円と今の説明欄６番から20番までを足した金額から、19ページの筑西遊湯館管理運営費１億8,029万を引いた、それからそのさっきの歳入のほうを引いた金額が収支ということで、今計算機ないので私でき

ないのですけれども、ちょっと遊湯館の収支について、収入から支出を引いた金額を教えていただきたいと思います。

○議長（箱守茂樹君）　仁平正巳君の質疑に答弁願います。

広瀬筑西遊湯館館長。

〔筑西遊湯館館長　広瀬恵造君登壇〕

○筑西遊湯館館長（広瀬恵造君）　ただいまの仁平議員の質問にお答えいたします。

筑西遊湯館の使用料、そちらのほうは8,714万2,000円、こちらのほうは和室、研修室、あと一般使用料、そちらのほうの込みの値段になっております。支出のほうの雑入に関しましては、手もみマッサージ、レンタルマッサージ、その他10項目ですか、そちらありますけれども、そちらの収入金額、そちらが雑入のほうになっております。支出に関しましては、特に一番多い委託料、あと電気の使用料、そちらのほうが筑西遊湯館の一番の支出の主な費用になっております。

あと、先ほど工事の請負費、こちらのほうですけれども、こちらのほうが一応今回パネルヒーターとか施設の工事、そちらのほうで多く支出しております。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　仁平正巳君。

○６番（仁平正巳君）　よく分からないのですけれども、つまり経費がどれだけかかって、収入がどれだけだということを聞きたかったのです、予算的に。１億ぐらいの赤字になってしまうということですか。

○議長（箱守茂樹君）　仁平正巳君の２回目の質疑に答弁願います。

福田事務局参事兼企画財政課長。

○事務局参事兼企画財政課長（福田　洋君）　仁平議員さんの２回目のご質疑にご答弁申し上げます。

筑西遊湯館の歳入でございますが、使用料及び手数料、繰越金、それから諸収入、雑入でございます。こちら合わせまして１億1,457万3,000円ほど歳入がございます。それから、歳出でございますが、遊湯館の運営費のほうでございますが、こちらが１億8,002万9,000円でございます。これを引きますと6,545万6,000円、こちらが歳出増ということになりますので、歳入に対しまして6,545万6,000円、こちら分賦金で賄っております。それと、公債費のほうで１億2,987万1,000円、こちらも分賦金で賄っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　横田事務局長。

○事務局長（横田有司君）　私のほうから引き続きご説明申し上げます。

予算書の18ページをお願いしたいと存じます。筑西遊湯館の経費でございますが、今年度が１億8,002万9,000円、その財源内訳が本年度の財源内訳ということで、この文字が小さいですけれども、その他の中に9,407万3,000円、その下のほうに内訳がございます。使用料8,464万1,000円、そのほか

にマッサージからいろいろ下のほうまで雑入がございます。これを積み上げたものが9,400万ちょっとでございます。その右のほうに、１つ右に一般財源の枠がございますが、これが1,628万7,000円とあるものは職員給与関係経費でございまして、これ全部分賦金でございます。一般財源でございます。それと、筑西遊湯館管理運営費6,966万9,000円が一般財源ございますけれども、こちらも分賦金でございます。このほかに冒頭ちょっと触れましたけれども、29ページの筑西遊湯館の建設償還金が１億2,987万1,000円合計でございますので、トータルで収支面を考えますと、５、6,000万の赤ということでございます。その中には当然職員の人件費も入っております。よろしくどうぞお願いします。

○議長（箱守茂樹君）　仁平正巳君。

○６番（仁平正巳君）　分かりました。

最後に１点だけ。勉強不足で申しわけありません。13ページの説明欄のオガライト売却代というのは、オガライトって何ですか、単純に。

○議長（箱守茂樹君）　横田事務局長。

○事務局長（横田有司君）　県西総合公園でございますが、バーベキューに使う燃料でございます。おがくずを圧縮固めて燃やす燃料代でございます。よろしくお願いします。

○６番（仁平正巳君）　分かりました。ありがとうございます。

○議長（箱守茂樹君）　ほかに。

７番、湯本文夫君。

〔７番　湯本文夫君登壇〕

○７番（湯本文夫君）　それでは、当初予算の中から、ページで27ページですか、消防費、この委託料の中に消防庁舎の耐震診断調査料というのがあります。この内容の説明について。

それから、29ページに、先ほどから大嶋議員とかいろいろとるる説明があった中でありますけれども、川島の消防、この川島の消防署は調べたら昭和48年で、筑西広域の49年以前の建物で、もう築48年を経過しているということから、私も今後公共施設が老朽化していくという中で、その対策が大きな課題となってくるということで、国が地方公共団体、市町村ですね、平成26年の４月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するということで、公共施設等総合管理計画の策定に取り組めということの要請があり、市にとってはこれは管理計画が現在でき上がっているところなのですが、筑西広域でもかなり消防庁舎今後多く老朽化が進んでくるので、この進んでいく中で計画的に整備が必要ではないかというふうに思ったところでございます。やはり地域住民の方の最適な公共施設サービス、それから財政運営を両立させるということから、総合的かつ統括的企画管理、それから活用する仕組みでありますこの公共施設マネジメント、これに取り組んでいただきたいと思いましたので質問いたしました。その件についてお願いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　湯本文夫君の質疑に答弁願います。

水越消防長。

〔消防本部消防長　水越輝夫君登壇〕

○消防本部消防長（水越輝夫君）　ただいまの湯本議員のご質問にお答えしたいと思います。

総務省消防庁から要請されています消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合の公共施設総合計画の策定について、その取り組みについてのご説明内容かと思います。当本部では当初平成28年中に策定を予定していたところでございますけれども、平成29年度中に策定に向けて準備しているところでございます。その準備としましては、平成28年度、本年度に消防本部内に10カ年計画ローリング実施委員会を設置しまして、28年から31年度までの４年間の計画を見直しまして、将来的な消防行政と署所の再編を含めた展望を立案したところでございます。

次に、ただいまご質問ありました庁舎耐震調査、来年度計上させていただきまして、予算計上に基づきまして消防庁舎の耐震診断調査を行いまして、そのもと劣化状況や損傷状況を把握した上で、計画的にその国の計画について策定を図る予定であります。現在はこういった資料を収集したところで、今後の社会情勢と費用対効果、そして十分に考慮した上で最大限の消防サービスを提供したいと思っていますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　湯本文夫君。

○７番（湯本文夫君）　ありがとうございました。策定するについてお願いがあります。というのは、結城の消防署なのですが、これ昭和60年に今、区画整理地内に移転した経緯があります。私、この当時市のほうでこの仕事に携わったことありまして内容はわかるのですが、現在この区画整理地内かなり居住環境変わりました。ということは、学校もあり、その周辺の住む生活のリズム、それも踏まえまして、ちょっと住む環境としてはかなり厳しい状況になっているように思っております。

それから、幹線道路へのアクセスですか、そういう点についても若干、災害時において救急出動する場合に水戸線があり、またあの狭い学校の付近だということもありまして、やはり一考するべきではないかというふうに考えておりましたのですが、計画策定という中で十分にその計画の配慮にいただければというふうに思っています。

それと、結城では新庁舎を南に移転、移設するので、新築するものですから、やはりそういうふうな公共施設の連携ですか、そういうことも踏まえれば、今後こういう機会捉えて十分に検討をいただければというふうに思っておりますので、この席をかりましてお願いをする次第であります。

以上です。

○議長（箱守茂樹君）　答弁はよろしいですね。

ほかには。

２番、萩原剛志君。

〔２番　萩原剛志君登壇〕

○２番（萩原剛志君）　それでは、質疑をさせていただきます。

51ページの19番、負担金補助及び交付金700万と、あと13番の広域人材活用・育成事業400万につい

てお伺いいたします。内容をちょっとお伺いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　萩原剛志君の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

〔事務局長　横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君）　萩原議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど一般会計の答弁の中でもお答えさせていただきましたけれども、700万につきましては、平成23年度からは職業訓練センターを筑西広域が借用、無償でございましたけれども、借用しておりました。７年間、平成29年度までだと７年間になりますので、年間100万、合わせて７年分で700万ということで、管理者のほうの意向で計上するようにということで、これは修繕支援にお願いしたいというふうに考えております。

それと、400万の指定管理費でございますけれども、これは訓練協会、指定管理元であります職業訓練協会の役員さんとの協議によりまして、ちょっとでもいいから指定管理を増やしてほしいという要望を受けましたので、これも併せて管理者に相談しましたところ、若干上乗せして、では400万というふうなことで計上させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（箱守茂樹君）　萩原剛志君。

○２番（萩原剛志君）　まず、700万につきましては、その修繕費というのは中身はご存じなのですか。用途ですね、修繕、何の修繕やるのか。

あと広域人材活用の育成事業については、詳細はご存じないのですか、その中身は。

○議長（箱守茂樹君）　萩原剛志君の２回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

○事務局長（横田有司君）　２回目のご質問にお答えいたします。

700万円の使用方法でございますけれども、特段こちらからはこれに使ってほしいということは申してございません。役員さんのほうから700万程度で何ができるか考えてみますというふうなことで回答を得ております。

それから、400万円のほうは、訓練協会から既に見積もりをいただいております。

以上でございます。

○議長（箱守茂樹君）　萩原剛志君。

○２番（萩原剛志君）　この中身についてですが、私も職業訓練センターのほうで先日伺ってきたところなのですけれども、700万に関してはエアコン等の多分修繕費に使われるのではないかというふうに思われます。あと広域人材活用・育成事業については、今職業訓練協会で進めております外国人技能実習制度の活用を図りまして、先ほどから問題になっております職業訓練センターの職業支援の割合、カルチャーが多くなってきているというところもありますけれども、そういった職業支援の事業を始めるための予算というか、そのあれだと思うのですけれども、いずれにしても職業訓練センター

のほうでも存続を何とかかけるためにも、いろいろ新規事業とかも手がけておるところであります。何とか、平成29年で終了ということになっておりますけれども、何らかの方法で広域もしくは広域３市のご協力いただいてその支援をしていただければということで、そういうような話を協会でもしておりました。今やっているものが広域的な事業でありますので、桜川市の建物ではありましても、広域３市に関わる事業でありますので、ぜひともそういったところをお願いしたいと思います。

また、あとこの職業訓練センターの廃止に関しましては、副管理者の大塚市長は余り納得していないというような話も伺っておりますけれども、その辺につきまして大塚副管理者にご答弁願いたいと思います。

○議長（箱守茂樹君）　萩原剛志君の３回目の質疑に答弁願います。

大塚副管理者。

○副管理者（大塚秀喜君）　先ほどの小高議員の質問、鈴木議員の質問に対して事務局のほうから今年度で一応終わると、その後職業訓練協会との協議ということであります。職業訓練協会のほうではぜひこの事業は続けたいというふうに建物の所有であります桜川市のほうには申し入れが今ございます。また、訓練協会のほうで今後頑張っていきたいというようなお話もありますので、組合に要請という形になると思いますので、幹事会、正副管理者会議等でぜひ前向きに検討していただければと、今後の対応については検討していっていただきたい、そのように思っているところであります。

先ほど管理者のほうからも答弁あって、検討していくということでございましたので、一応今年度でどうにか片はつけて、来年度以降どうしていくかということについては今後話し合いできるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（箱守茂樹君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本２案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（箱守茂樹君）　ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第８号　平成29年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号　平成29年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（箱守茂樹君）　起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（箱守茂樹君）　次に、日程第６、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（箱守茂樹君）　ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（箱守茂樹君）　以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第１回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉　会　（午後　２時４４分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成２９年２月２３日

議　　長　　箱　守　茂　樹　㊞

署名議員　　仁　平　　実　㊞

署名議員　　小　高　友　徳　㊞